

# 三鷹市における母子家庭と その問題点

原 喜 美\*

## 目 次

- I 首都圏における三鷹市の位置およびその背景
  - 1. 三鷹市と首都圏
  - 2. 三鷹市の歴史的背景
  - 3. 三鷹市の現状
- II 母子家庭調査の目的と経過
  - 1. 三鷹市の母子家庭
  - 2. 調査の目的およびねらい
  - 3. 調査方法
- III 三鷹市母子家庭の実態
  - 1. 母子家庭の定義
  - 2. 三鷹市母子家庭の世帯構造
  - 3. 母子家庭になった原因と時期
  - 4. 母親の就業状況
  - 5. 母子家庭の経済状況
  - 6. 公的扶助
- IV 母子家庭における教育上の問題点
  - 1. 父親不在による教育上の問題点
  - 2. 母親不在による教育上の問題点
  - 3. 母親による子供のしつけ
  - 4. 子供の教育に対する母親の関心
  - 5. 母子家庭と非行
- V 母子家庭福祉対策上の問題点
  - 1. 住居に関する問題点
  - 2. 母親の就職に関する問題点
  - 3. 母子家庭福祉対策一般について(むすび)

\* 国際基督教大学助教授

- VI 事例
- VII あとがき
- VIII 参考文献
- IX 質問票

## は し が き

「三鷹市の母子家庭調査」は、フォード・プロジェクトの一環として、1964年6月～7月にかけて、実際の調査を行なった。この調査実施のため多くの方々の協力、援助を得たことを深く感謝する。とくに、三鷹市役所福祉事務所長はじめ職員の方々、母子相談員、社会係、地区担当員の方々、東京都庁民生局母子課長はじめ職員の方々、厚生省児童局関係の方々、調査員として面接、集計に当たったの方々、フォード・プロジェクト事務局関係の方々の並々ならぬ御厚意と御配慮なしには実現できなかったことを思い、担当者として感謝を新たにするのである。

### I 首都圏における三鷹市の位置およびその背景

#### 1. 三鷹市と首都圏

三鷹市は、青梅街道と甲府街道の間にはさまれ、東京一八王子間を結び、東京駅より20軒、新宿駅より14軒の地点にあって、通勤、買物に絶好の位置を占めている。周知のよりに、東京を日本の政治、経済、文化の中心にふさわしいように整備していくため、昭和31年6月に、首都圏整備法が施行された。東京都を中心とする、凡そ100軒の広域を首都と定め、経済的、社会的に、きわめて密接に相互依存する地域の、総合的整備、発展をはかろうという計画である。三鷹市は、首都圏整備計画でいう、近郊地帯（15軒—30軒）の区域に属し、東京都の23区に接続し、東京都の衛星都市として、ベッドタウンとして、近年とくに顕著な発展を示している。

<sup>(1)</sup>  
国際基督教大学発行の「三鷹市」の調査によれば、既に1955年現在で、

三鷹市民の9割までが、他からの来住世帯であった。1955年から1963年まで、過去8年間の人口増加は、とくにいちじるしく。年々5,000人~7,000人の増加をみせている。1955年に、67,000人であった人口は、1963年6月1日現在で、112,311人と、8年間に1.7倍に膨張している。これは三鷹市に限られた傾向でなく、首都圏50軒圏内にみられる共通の現象である。

1955年「三鷹市」調査当時は、三鷹市の将来における人口の動きについて、「三鷹市その他大都市へ人口が遠心化することは、ほとんど期待されないように思われる<sup>(4)</sup>」。と予想していたが、その期待は全く裏切られて、住民の好むと好まざるとにかかわらず、工業化の急速な進展は、首都圏周辺部(50軒圏内)へと、人口の遠心化をもたらしている。(次表参照)

第1表 地帯別人口増減  
(単位・万人、△は減少)

区 分	1955	1963	増加数	増加率
15軒圏	698	875	177	25%
15~30軒圏	291	475	184	63
30~50軒圏	367	650	283	77
50軒圏小計	1,356	2,000	644	47
50~100軒圏	663	430	△233	△35
首都圏区域合計	2,019	2,430	411	20

{ 山鹿誠次「首都圏整備の課題」33頁より  
{ 但し数字の誤りは筆者訂正

この表によってみるように、15~30軒圏内の、過去8年間の人口増加率は63%である。三鷹市の人口増加は、これをやや上廻っているといえよう。

## 2. 三鷹市の歴史的背景

三鷹市は、牟礼、北野、新川、中仙川、下連雀、上連雀、野崎、大沢、深大寺新田、井口新田の十カ村が、明治22年4月1日(1889年)、町村制施行に際して、合村形成した三鷹村に発端する。中央線、新宿・立川間は、三鷹村成立と同時に開通したが、中央線三鷹駅の開設は、非常におくれ、

43年を経た、昭和5年6月(1930)年になり始めて実現した。関東大震災を契機として、住宅の東京郊外地域への分散は著しく、中央線沿線が、躍進的に発展した。昭和8年(1933年)井の頭線が開通した年には、日本は国際連盟から脱退し、満州および中国における戦争にまきこまれていく時であった。三鷹村が、軍需工業地、勤労者郊外住宅地として発展するきっかけとなったのは、この頃からである。昭和15年2月11日(1940年)皇紀2,600年を記念して町制が施行され、三鷹町となった。昭和8年(1933年)ようやく1万人を突破した人口は急激に増加し、昭和15年、町制施行時には、26,996人と飛躍した。

昭和20年8月(1945年)の終戦とともに、軍需産業は一時休業状態に立ち至り、多くの勤労者は職を失い、三鷹町の人口はかなり減少を示した。しかし、終戦後東京区間への人口集中を防ぐため課せられた転入制限により、制限区域外である、三鷹町へ人口の流入がみられ、区内に職場をもつ勤労者の郊外住宅地として発展の緒についた。同時に軍需工場は、漸次平和産業へと転換した。その他、大中小工場が三鷹町に転入あるいは創業した。昭和25年11月3日(1950年)市制が施行され、同年末には人口は55,880人となった。とくに三鷹市は、京浜工業地帯の内陸方面への延長地点工業地として発展、それにともない商店街の進出、郊外住宅地としての開発を見るのである。かくして、明治の初頭には、武蔵野の一寒村に過ぎなかった三鷹が日本の激しい歴史の移り変りの渦にまきこまれつつ、わが国新興小都市の代表的なものの一つとして、また首都圏内の副都心、もしくは副<sup>(5)</sup>都心として変貌をとげてきたのである。

### 3. 三鷹市の現状

第2表および、第3表の三鷹市産業分類にみられるように、いずれも第1次産業の占める比率は、いちじるしく減少、一方第2次、第3次産業の比率が急激に増加し、工業化の現象を明らかにあらわしている。なお、第2表にみられるように、既に1955年において、三鷹市には、都心および近隣

第2表 三鷹市の二つの産業分類

	常住地による就業者数		従業地による就業者数	
	総 数 (%)	うち他市 町村で従 業の者	総 数 (%)	うち他市 町村に常 住の者
総 数	25586 (100)	13030	20174 (100)	7618
第 1 次 産 業	2188 (11)	140	2103 (10)	55
農 業	2087 (8)	48	2094 (10)	55
林 業	8 (0)	5	3 (0)	0
漁 業・水 産 業	15 (0)	10	5 (0)	0
鉱 業	78 (3)	77	1 (0)	0
第 2 次 産 業	8834 (34)	4424	9081 (45)	4671
建 設 業	1320 (5)	722	750 (4)	152
製 造 業	7514 (29)	3702	8331 (41)	4519
第 3 次 産 業	14564 (55)	8466	8990 (45)	2892
卸 小 売	4906 (19)	2073	3146 (16)	313
金融・保険・不動産業	1191 (4)	1082	195 (1)	86
運輸・通信・公益事業	1799 (7)	1569	967 (5)	737
サ ー ビ ス 業	5097 (19)	2755	3688 (18)	1346
公 務	1565 (6)	982	993 (5)	410
不 詳	6 (0)	5	1 (0)	0

(山鹿誠次「都市調査法」82頁第7表および統計「みたか」'63にもとずき作表  
いずれも1955年国勢調査の結果による)

第3表 三鷹市の産業分類常住地による就業者  
(1960年推計)

	総 数	%
第 1 次 産 業	1,664	4.2
第 2 次 " "	13,798	34.9
第 3 次 " "	24,130	60.9
計	39,592	100.0

統計「みたか」'63による

に通勤する第3次人口(8,466人)が相当住んでいる反面、工場をもっているため、近隣から第2次人口(4,671人)を集めていることがわかる。三鷹市の夜間人口98,038人に対し昼間人口は、85,136人となっており昼間は夜間に比べ12,282人減少している<sup>(6)</sup>。これらを総合すると、三鷹市は、近郊住宅都市兼工業都市兼衛星都市(昼夜間人口差が10%をこえる、大都市近郊に所在する都市と定義すれば)であるということができよう。

三鷹市における工場は、殆んど中小企業、または零細企業である。工場数の総計は319であるが、そのうち大企業は僅か8工場に過ぎない。(1961年現在)また商店数は1069軒、飲食店は238軒である。(1962年7月1日現在)教育機関は、幼稚園(公私立を含めて)11、小学校(公立)11、中学校(公私立を含めて)7、高等学校(公私立を含めて)3、大学1である。土地利用状態は、宅地に54%、農地に26%、工業用地に16%、商業用地に4%という割合になっている。(1963年1月1日現在)

第4表 三鷹市職業別人口構成

(1955年国勢調査による)

職業分類	総数	男	女
総数	25,586	18,588	6,998
専門的・技術的職業	2,775	2,156	619
管理的職業	1,404	1,365	39
事務的 //	5,344	3,625	1,719
販売的 //	3,483	2,330	1,153
農林・漁業的 //	2,131	1,218	913
採鉱・採石業	6	6	0
運輸的職業	706	665	41
技能・生産労務者	5,771	6,297	1,474
サービス職業	1,965	925	1,040
不詳	1	1	0

最後に、住民の職業構成は、第4表にみるように、最も多い職業は、技能・生産労務者、すなわちブルーカラーと、事務的職業、すなわちホワイトカラーであって、合計して全体の約4割を占めている。次いで販売関係、

専門技術的職業であり、農林、漁業的職業は1割にも満たない。(本報告作成時には、1960年の国勢調査の結果は未発表のため、止むを得ず1955年の国勢調査によった)。

## II 母子家庭調査の目的と経過

### 1. 三鷹市の母子家庭

本調査の対象は、前節に述べたような背景をもつ三鷹市に在住する母子世帯である。三鷹市が、日本の工業化にともなって、急激に発展した、新興衛星都市の代表的なものの一つであるということができれば、あるいは、三鷹市の母子家庭のもつ特色および問題点は、日本の他の新興都市にも共通してみられる現象であるということもできよう。

三鷹市の全世帯数は、昭和38年2月1日(1963年)現在、31,650世帯である。このうち母子世帯は何世帯あるかについて、東京都母子世帯実数調査報告書<sup>(7)</sup>によると、同日現在、三鷹市における推定母子世帯数は1412世帯となっている。しかし、昭和38年度厚生省全国母子世帯調査<sup>(8)</sup>によると、三鷹市における推定母子世帯数は950世帯となっている。このように、母子世帯の母集団の確実な数は、極めて把握し難いものである。その理由は、母子家庭というのは、家族集団の周期上の一時点であり、突然、事故、病气などにより、また離婚により欠損家庭となったり、あるいは、再婚により母子家庭を解消することもあり、これらの現象が人間社会においては時々刻々発生しているためである。その上、時代により、母子家庭の定義が変化し、また子供の年齢の変化、転出転入がたえず連続的に起っており、実態の把握を益々困難にしている。このほか、未婚の母の問題も絡んで、どこまでを母子世帯とするかという定義の問題とも関連してくる。

さてこのような推定値のほか、三鷹市には実際の調査にもとずいた母子台帳がある。これは昭和38年(1963年)6月～7月にかけて三鷹市役所社

会事務所が、民生委員の協力により、三鷹市の住民票より、母子世帯らしきものを抜き出し、民生委員の戸別訪問により、資料を得て作成されたものである。これには本母子世帯（母と18歳未満の子、および、母と20歳未満の子）と複母子世帯（母と20歳未満の子のほかに20歳以上の子または子以外のものが同居しているばあい）が対象となっていて、準母子世帯（母と子以外の母子世帯、たとえば、祖母と孫、姉、弟妹など）は除外されている。この母子台帳によると、三鷹市の母子世帯数は、1963年7月現在545世帯となっている。三鷹市の母子相談員は、大体700～800世帯を母子世帯として把握している様子であった。

本調査にあたっては、この母子台帳以外に母集団となしうるものがなかったため、その不備を認めつつも、これを母集団として調査を実施した。さてこの545世帯のうち、1963年7月から、1964年6月の調査時点までに、母子世帯の資格を喪失したものが148世帯あり、新たに母子世帯に該当するものは不明であったため、母集団は397世帯ということになった。この母集団から、地域別無作為抽出法により、120世帯を抽出した。しかしこの中に調査不能の世帯が35あった。（転出17、入院、住所不明8、拒否10）。そこで、三週間後再び地域別無作為抽出法により、前回と同じ母集団から、17世帯を追加した。このうち6世帯は調査不能であった。（転出3、入院、住所不明2、拒否1）。したがって有効回答数は計95であり、回答率は転出者を除くと81%である。（転出者を含めると69%である）。

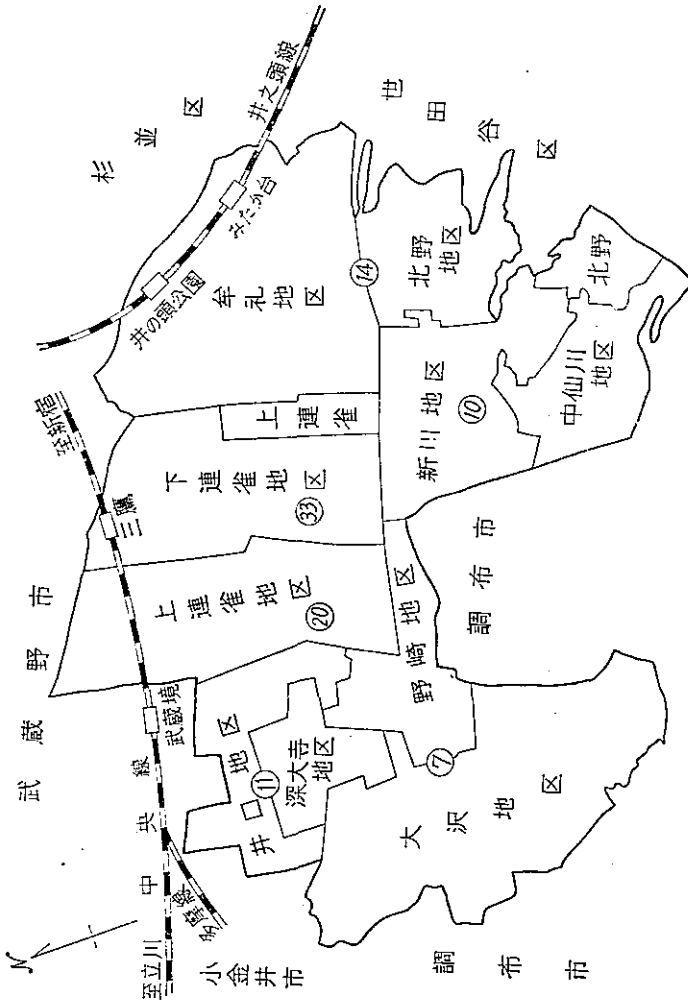
調査に応じた95世帯の分布は、第1図に示されている。三鷹市を7地域に分け、すなわち牟礼・北野地域、14世帯、下連雀地域、33世帯、上連雀地域、20世帯、大沢・野崎地域、7世帯、井口・深大寺地域、11世帯、新川・中仙川地域、10世帯、である。

## 2. 調査の目的およびねらい

首都圏を整備、建設するため、行政上有効適切な総合的対策が確立されなければならない。本調査はその基礎的研究の一環として行なわれたもの



である。三鷹市は、本大学の地元である関係から、また首都圏内の重要な衛星都市の一つである関係から、対象地域として選定された。母子家庭を調査の対象として選んだ理由は、母子家庭はとかく経済的、社会的、心理的に、社会変動のはげしいしわよせを受けており、社会福祉、教育の面から問題点を指摘するため有効なアプローチと考えられるからである。



本調査の主要なねらいとして、先ず三鷹市における母子家庭の実態を明らかにし、教育上の問題をつきとめ、新しい仮説を抜き出すことにある。とかく従来欠損家庭（母子家庭が大多数）は非行、精神病、犯罪、貧困と結びつけて考えられる傾向があった。そしてそれらの原因は他ならぬ欠損家庭であるという前提のもとに研究が行なわれて来た。しかし最近の実証的研究はこの前提を覆えしている。たとえば、スターン（Richard S. Stern）によれば、欠損の有無と非行との間には有意な差は見られないという結論を抜き出している。<sup>(9)</sup>

非行、犯罪を出発点として研究を進め、その結論を欠損家庭にもっていくのではなく、欠損家庭を出発点として、果して非行とどのような関係があるかを見究める必要がある。子供の教育について、父親不在ということは、たしかに困難を伴うであろうが、必ずしも常にマイナスにのみ働くものではないと考えられる。母親の子供に対する教育期待について、恐らく普通以上に大きな期待をもっていると想像される。

また、母子家庭の生命である母親の就職については、幾多の困難な問題があるであろう。日本の社会構造、職業構成からいって、中高年層の女子の就職は極めて不利である。その就職の問題を三鷹市の母子家庭の母親はどのように解決しているであろうか。

このように実態を明らかにしながら、いくつか教育上の問題点をすくい上げていくことが、調査の一つのねらいである。一方社会福祉の面から、母子家庭に対して、どの程度福祉対策が講じられ、公的扶助が行きわたっているか、公的扶助受給に関して、どのような問題が潜んでいるかということも明らかにする必要がある。福祉国家として、我が国を建設していくため、先ず実状を把握することが大切である。

このように今回の調査は、三鷹市の母子家庭の実態の把握と、問題点指摘の段階にとどまり、この調査結果から、何らかの仮設が示唆され、今後の母子家庭の研究の一助になれば幸いであると考えている。

### 3. 調査方法

抽出した母子家庭の住所を調べ、6名の調査員がそれぞれ15世帯から20世帯を担当して、先ず予備訪問を行ない、調査の趣旨を述べて、協力をもとめた。その折、先方の都合のよい日時をきき、その打ち合わせた時刻に、(大方夕食後または日曜日)再び訪問した。予め用意した調査項目にしたがって、面接により質問し、回答を得た。調査の期間は1964年6月から7月にかけてであった。極めて少数を除いては、予想以上に好意的に受け入れられ、所期の目的を達することができた。

## III 三鷹市母子家庭の実態

### 1. 母子家庭の定義

母子家庭(世帯)といっても、かならずしも厳密な意味での定義があるわけではなく、ある特別な制度、施策の対象とするばあいに、その趣旨、目的にあうように定めるのが普通である。しかし通常「配偶者のない女子で<sup>(10)</sup>あって、民法877条の規定により、現に児童を扶養している者<sup>(11)</sup>」と定義している。

「配偶者のない女子」とは、配偶者(事実婚の関係にある者を含む)と死別した女子であって、現に婚姻(事実婚の関係を含む)をしていない者およびこれに準ずる女子をいうものとしている。これに準ずる女子とは

- a) 離婚した女子で現に婚姻をしていない者
- b) 配偶者の生死が明らかでない女子
- c) 配偶者から遺棄されている女子
- d) 配偶者が海外にあるためその扶助を受けることができない女子
- e) 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子

- f) 配偶者が長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
- g) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない者

以上の7項目に該当する女子であり、「児童」とは20歳に満たない者をい<sup>(12)</sup>るのである。

なお、母子家庭を通常次の4種類に分けて<sup>(13)</sup>いる。

- a) 本母子世帯—A  
母と18歳未満の子のみで構成されているもの。
- b) 本母子世帯—B  
a) に属するものを除いた母と20歳未満の子のみで構成されている世帯
- c) 複母子世帯  
母と20歳未満の子のほか、20歳以上の子、または子以外の者を含む世帯
- d) 準母子世帯  
祖母と孫または姉と弟妹のように、母と子の関係以外の母子世帯

第5表 類型別にみた全国母子世帯数

(推計値)

	総 数	本母子世帯	複母子世帯	準母子世帯
1956	115万 (100%)	57万 (49.1%)	55万 (48.0%)	3万 (2.9%)
1961	103万 (100%)	66万 (64.3%)	33万 (32.3%)	4万 (3.4%)

厚生省児童局「全国母子世帯調査結果報告書」による

因みに全国の母子世帯推計値は第5表に示す通りである。1956年に行なわれた調査結果では、推計値は115万世帯であったが、1961年の調査によると103万世帯と推計されている。1961年の調査では、調査対象の範囲が拡大され、複母子世帯の33万世帯が含まれているので、母子世帯は、かなり減少しているということができよう。1956年には、母子世帯は全世帯の

5.8%であったが、1961年には4.4%になっている。これを地域別にみると、6大都市は3.0%であり、他の市、郡部より少ない。

## 2. 三鷹市母子家庭の世帯構造

今回の調査に応じた95世帯の子供の数は2人が最も多く33世帯、1人28世帯、3人19世帯、4人14世帯、5人1世帯である。そのうち学齢前の子供を抱えている世帯は5、義務教育を受けている子供をもつもの52、学齢前の子供および義務教育期にある子供を両方とももつもの3世帯である。残る35世帯は子供はみな義務教育を修了している。なお、子供が既に就職しているばあいについては、就職している子供が1人いるもの24世帯、2人以上あるもの18世帯である。同居親族のあるもの13世帯である。

母親の年齢は、41歳～50歳までが58.0%を占め、31歳～40歳、51歳以上は約20%ずつである。これは全国平均に比べると、40歳～49歳が43.7%（1961年厚生省調査）であり、三鷹の母子家庭の母親は全国平均より高年齢層になっているといえる。

## 3. 母子家庭になった原因と時期

第6表 原因別母子家庭の割合（%）

		総 数	戦 病 死 お お よ び お 災 死	病 死 (事故死)	離 婚	そ の 他
全 国	1952年	100.0	38.1	47.0	7.6	7.3
	1956年	100.0	26.1	51.8	14.6	7.5
	1961年	100.0	14.1	63.0	16.8	6.1
三 鷹	1964年	100.0	2.1	64.2	31.6	2.1

（全国統計は厚生省全国母子世帯調査による）

三鷹市の母子家庭は、第6表の示すように、病死または事故死により母子家庭になったものが最も多く、64.2%を占めている。三鷹市の今回の調査で特に目立つことは、離婚により母子家庭になったものが31.6%と全体

の1/3近くを占めていることである。第6表原因別母子家庭の割合によると、昭和27年から31年、36年と、離婚による母子家庭は、全国的にみて次第に増加しているが、三鷹市は36年の全国比率の2倍近くに達しているのはどうい理由からであろうか。30の離婚による母子世帯の前住地（離婚当時住んでいたところ）を調べると次のようになる。

第7表 離婚による家庭の前住地

総数	離婚 当時から	離婚後他から転入したもの				
	三鷹市	都内	武蔵野市	国分寺	田無	他県
30	15	9	2	1	1	2

三鷹市において離婚が発生したもの15名、離婚後三鷹市に転入してきたもの15名である。とくに都内からの転入者9名である。これは大都市の中心よりも、あるいは、三鷹市のような衛星都市の方が、住宅事情、就職先などの点から、生活が比較的容易である為であろうか。三鷹市から転出した母子家庭の数が不明であるので、はっきりしたことはいえないが、三鷹市の急激な人口増加にともない、離婚による母子家庭も相当数転入していることと推測される。前述のように母集団の正確な把握が困難であったため、多少サンプルにかたよりのあることも考えられる。しかし「都内で母子世帯となる理由が発生しても、その後出身地に移動していく傾向が強い<sup>(14)</sup>」という推定は、はたして妥当であろうか。出身地でなくとも三鷹市のような衛星都市へ母子家庭が移動していくこともあるのではないか。この点実証的データにもとずいて研究がすすめられる必要がある。

戦病死が原因で、母子家庭となったケースは、極めて少ない。戦後20年、既に子供は成長して、母子家庭の資格を失っているばあいが多く、終戦直後から重要な社会問題の一つであった戦争による母子家庭は、自然消滅しつつある。

母子家庭になった時期については、昭和20年以前2、21年—25年17、26年—30年35、31年—35年33、昭和38年以後8である。昭和26年から35年ま

での10年間に母子家庭になった比率は71.5%である。したがって、調査対象は母子家庭になってから4～5年以上経過したものが大多数で、母子家庭になりたての変動期をきりぬけて、一応家族集団として平衡をとりもどしているものが多いといえよう。

#### 4. 母親の就業状況

第8表 母親の職業の種類

職 業	数 (%)	職 業	数 (%)
教 員	2 (2.1)	農 林 漁 業 従 事 者	1 (1.1)
医 療 保 険 技 術 者	1 (1.1)	技 能 工 ・ 生 産 行 程 従 事 者 及 び 単 純 労 働 者	14 (14.7)
専 門 的 職 業 従 事 者	6 (6.3)	家 事 サ ー ビ ス	12 (12.6)
管 理 的 職 業 従 事 者	0 (0)	理 容 師 ・ 美 容 師	0
事 務 従 事 者	11 (11.6)	そ の 他 の サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	13 (13.7)
商 品 販 売 従 事 者	2 (2.1)	貸 間 業 ・ ア パ ー ト 業	6 (6.3)
保 険 外 交 員	5 (5.3)	和 裁 洋 裁	4 (4.2)
そ の 他 の 販 売 及 び 類 似 職 業 従 事 者	3 (3.2)	無 職	15 (15.8)
計			95 (100.0)

95名の母親のうち、何らかの形で就業しているもの80名で84.2%である。完全に無職のものは15名である。これを昭和36年母子家庭全国平均にくらべると、就業者84.7%で、不就業者は15.3%と、略同じ傾向を示している<sup>(15)</sup>。職業の種類は第8表の通りで、専門的職業従事者は僅か9名で、全体の1割にも満たない。約半数が、工員またはサービス関係の仕事に従事している。その内容は、学校用務員、給食係、病院の洗濯婦、会社の清掃係、日雇、家事手伝い、留守番、賄婦のようにような、骨が折れて、収入が少く、余り歓迎されない仕事に止むを得ず甘んじいるのが現状である。15名の不就業者のうち、10名は病死により母子家庭になったもので、5名は離婚により母子家庭になったものである。15世帯のうち生活保護を受けているもの6世帯である。それらはいずれも主婦が病気入院中もしくは病気勝ちである。一世帯は去年母が亡くなり、祖母と孫の母子世帯である。(準

母子世帯に属するが最近母の死亡により複母子世帯から準母子世帯に変わったので、この調査に含めた)。これら生活保護の対象になっている6世帯の主婦はすべて45歳以上で、働くにも職場は見付らず、年齢的にも勤労意欲を喪失している。15世帯のうち、2世帯のみ経済的に余裕があり、夫の遺産により無職でも豊かな生活を送っている。残る7世帯はいずれも主婦の年齢が50歳近いかそれ以上であり、子供達の経済的援助により、母親は働かずに生活している。

母親の学歴と職業の関係は、第9表の通りである。小学校卒、専門学校、

第9表 母親の学歴と職業

職業 学歴	教 員	そ の 他 職	専 門 職	事 務 員	商 品 販 売	農 業	工 員	サ ー ビ ス 業	貸 間	ア パ ー ト	和 裁	洋 裁	無 職	計 (%)
小学卒				1				2					3	6 (6.3)
高小・ 中 旧高女 高卒				3	1	10	12	4	2	2			6	38 (40.0)
専・大				4			3	10	2		2		4	38 (40.0)
不明				5	4		1	1						11 (11.6)
計				9	21	1	14	25	6	4			15	95 (100.0)

大学卒は少なく、高等小学および中学卒業、または旧高女、高校卒業が共に最も多く、合計約8割を占めている。専門学校、大学卒業者には1人も不就業者はなく、専門的職業についているもの、事務系統の仕事についているものが殆んどである。



勤務先は、自宅28、三鷹市内20、都区内24、都下3、その他3である。母親の就業時間は、週40時間以下12%、41時間～50時間が38%で50時間以上が23%もいる。50時間以上の職種には、寮の管理、賄い、家での下請け仕事のようなものが多く、母親として過重な仕事を背負っている。

現職への満足度について、「非常に満足」と答えたもの33.7%、「普通」と答えたもの53.3%、「不満」と答えたもの13%である。満足感は主観的なものなので、比較は困難であるが、骨の折れる、割の悪い仕事が多いにもかかわらず、不満の率が低いことが目立っている。面接からの感じでは「普通」と答えた中には「自分の学歴や、年齢から考えて、まあこの位の仕事で我慢しなければ」という、諦めに似た気持が含まれていることはたしかである。不満の理由としては、仕事の職種について不満であるとするもの7、収入の額が少ないとするもの2、その他1という回答が出ている。

第10表 母親の学歴と仕事への満足度  
I (低)                      II (高)

		I (低)		II (高)		計 (%)
		小学卒	高小・中卒	旧高女・高卒	専・大学卒	
A	非常に満足	2	5	13	6	26 (33.7)
		7		19		
B	普通	1	20	17	3	41 (53.3)
		21		20		
B	不満	0	4	4	2	10 (13.0)
		4		6		
計		3	29	34	11	77 (100.0)
		32		45		

$$X^2 = 8.56 > 6.63 (X^2_{.09}) (df=1) \text{ (非該当を除く)}$$

第10表により、学歴と仕事への満足度の相関をみると、小学校卒高小・中学卒のグループと、高女・高校卒、専門・大学卒のグループの間には、学歴が高いほど、「非常に満足」している率が高い傾向を示している。(X<sup>2</sup>検定の結果1パーセントの水準で有意差あり。)

仕事がパートタイムであるもの7名、フルタイム46名であり、正式採用42名、臨時採用10名である。休日は月3回から5回が最も多く45名、1回から2回が9名であり、年中無休と答えたもの6名である。この6名の殆んどが、自宅での請け負い仕事、紳士服製作、タイプ印刷業などで自分で休みを作りたいと思えば、できないことはないが、年中仕事に追いかけてら

れている。  
就職の経路は、縁故関係33名、職業安定所7名、広告によるもの4名、その他31名である。公共職業安定所の斡旋によるものが極めて少ないことに注目しなければならない。

現在の職業には、いつから就いて、何回変わったかについては、母子家庭になる前から職をもっていたもの17.9%であり、母子家庭になったため就職したもの50名、約53%である。母子家庭になってから二度以上職を変ったもの11名、11.6%である。職業の継続期間7年以上のもの32名で、40%、3年以上継続しているもの35%であり、仕事への定着率はかなり高いように思えるが、一度失職したら再就職は非常に難しい現状から、与えられた仕事にしがみついているケースが多いようである。

##### 5. 母子家庭の経済状況

第11表にみるように、全国母子世帯の実収入はいちじるしく低く、過半数が2万円以下の月収である。三鷹市の調査とは3年のずれがあるので、貨幣価値のちがいがあり、このまま比較はできないが三鷹市においては、20,000円以下の収入は12.6%であり、過半数は20,000円から40,000円の間であり、一世帯平均額は、38,734円である。昭和38年国民生活白書によると、全都市勤労者世帯1カ月間の収入平均額は50,817円であり（世帯人員4.17人に対して）三鷹市母子世帯の平均よりはるかに多い。母子世帯の中には、きわめて貧困な世帯があることはたしかであるが、その反面70,000円以上の収入をもつ余裕のあるグループが存在することたしかである。全国調査では20,000円以上の収入を一括して44.8%としてあるので余裕の

第11表 母子家庭の実収入

	全 国	三 鷹 市
円 円		
～ 3,999	1.2%	0%
4,000～ 5,999	3.6	1.1
6,000～ 7,969	6.8	1.1
8,000～ 9,999	8.1	2.1
10,000～19,999	35.2	8.3
20,000～29,999	} 2万円以上	31.6
30,000～39,999		21.0
40,000～49,999		9.5
50,000～69,999		10.5
70,000～		13.7
不 詳	0.3	1.1

「全国母子世帯調査」1961.8.1

あるグループははっきりあらわれていないが、母子家庭はすべて貧困であるとするのは誤りである。

収入の内容は、母親の収入にのみ頼っている世帯は19、子供の収入のみに頼っている世帯3、不動産にのみ頼っている世帯5、公的扶助にのみ頼っているもの1である。他の世帯は多元的に収入源をもつもので、何らかの形で不動産収入をもつもの16、何らかの形で公的扶助を受けているもの21、子供が働いて生計を助けている家族19世帯である。親類からの援助については、59%の母親は全然援助を受けたことがないと答えている。過去において受けたことのあるもの24.2%、現在受けているもの14.7%（14世帯）である。過去または現在親類から援助を受けているものについて、実家関係、婚家関係の別をみると、実家関係は75%、婚家関係16.7%、その他8.3%という結果が出て居り、圧倒的に実家からの援助が多い。概して、母親は「自力でやっていきたい」という強い意志を表わし、金銭的援助はお互いの間を気まずいものにし、援助されていることが、とかく重荷になり勝ちであると訴えていた。特に父親の死後、婚家の方で冷たい態度をとるようになり、半数以上の家庭が、婚家とは殆んど交際していないと答えた。

## 6. 公的扶助

1961年厚生省の全国調査によると、母子世帯のなかで生活保護法による扶助をうけているものは7.9%である。三鷹市の今回の調査では、95世帯のうち、現在生活保護を受けているもの11世帯、11.6%である。三鷹市総世帯数31,650(1963年)のうち、生活保護をうけているもの908世帯(1963年調)で全体の2.7%に当る。本調査の母子世帯のうち過去において生活保護を受けたことのある家庭は26世帯、一度も受けたことがないというもの58世帯で61.1%に当る。さて、現在生活保護をうけているもの及び過去においてうけたことのある37世帯の特色を指摘してみると、離婚によるもの17世帯、すなわち離婚による母子家庭の57%を占め、病死によるもの18世帯、すなわち病死により母子家庭になったものの1/3に相当する。遺棄による母子家庭は2世帯とも過去または現在生活保護を受けている。母親の学歴との関係は、小学、高小、中学卒は23世帯で52.3%、旧高女、高校以上の学歴をもつものは13世帯で26.5%となっており、学歴が高いほど生活保護に頼らない傾向を示している。母子家庭になった当時の子供の平均年齢は、大多数が9歳以下であった。子供が小さい程、母親の就業が困難になり、それだけ公的扶助を必要とするのである。生保の有無と収入については、過去または現在うけているものの大多数が20,000円～40,000円のグループに属し、それ以下の収入の家庭でうけたことのないもの5世帯で

第12表 三鷹市母子家庭の公的扶助受給状況

公的扶助	母子福祉年金	児童扶養手当	恩給	退職年金	寡婦年金	遺族年金	母子年金	母子貸付金	世帯更生金	医療貸付金	生活保護	計(延)
現在 在 い う け	2	6	2	1	5	10	8	1	3	2	11	51
過 う 去 け た	5	3	0	0	1	0	4	6	2	5	26	52

ある。一方現在50,000円あるいは70,000円の収入のあるもので、過去において受けたことのある世帯も3世帯含まれている。

その他の年金、貸付金の利用度は第12表の通りである。因みに公的扶助の主なものについて簡単な説明を加えることとする。

(註 1964年母子福祉貸付金制度は発展的に解消し、母子福祉法が制定されたが、本調査時には未発表であった。)

### 母子福祉年金

#### (1) 対象

- a) 昭和34年11月1日現在すでに母子世帯になっているもの。
- b) 母子世帯の原因が死別によるもの
- c) 義務教育以前の子をもち、25歳以上の子のない母子世帯
- d) 年収18万円以下(扶養児童1人につき3万円加算)

#### (2) 支給金額

基本額(年額) 15,000円

2人目の子供より4,800円加算。厚生年金、恩給を受けているばあいは減額。

### 児童扶養手当

昭和36年法律238号に基づき昭和37年1月1日より施行。父と生計を同じくしない児童について、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。

#### (1) 対象

年金を受けておらず、地方税法第295条第1項3号により、前年度所得額18万円以下である場合に限定。

将来は年金制度の一環としてでなく、全児童についての養育費手当の性格を有するように発展することが望まれている。

#### (2) 支給金額

受給資格及びその金額は、都道府県知事が認定し、その内容は原則として月額1,000円、児童が2人のばあいは、1,700円、以下1人増すごとに400円加算される。

### 母子福祉貸付金

(1) 事業開始資金

20万円以内

償還は据置期間（1年）経過後6年以内

(2) 支度資金

15,000円以内

償還は据置期間（1年）経過後5年以内

(3) 技能習得資金

月額1,500円以内

償還は貸付期間2年以内、据置期間（6ヵ月）経過後10年以内。

(4) 生活資金

技能習得期間中の母および子の生活維持資金で、本人月額1,000円以内、扶養児童1人につき月額500円以内。償還は(3)と同じ。

(5) 事業継続資金

1回につき5万円以内

償還は据置期間6ヵ月経過後2年以内。

(6) 住宅資金

1回につき10万円以内

償還は6年以内

(7) 転宅資金

1回につき12,000円以内。

償還は3年以内

(8) 修学資金

高校は月額1,500円以内。

大学または実地修練 3,000 円。貸付期間は修学期間中。据置期間 6 カ月経過後 20 年以内に償還。

(9) 修学資金

月額 1,500 円以内。貸付期間 2 年間、据置期間 6 カ月経過後、5 年以内に償還。

## 生活保護法

憲法 25 条にもとづき、1946 年に制定され、1950 年に全面的に改正された。この法律は国家責任と無差別平等の原則にたつ保護法規で、生活に必要な各種扶助と、保護施設について規定している。戦前における婦人に対する公的扶助は、老齢者を除いては、母子世帯に対する扶助のみであったが、戦後、母子世帯の保護も他の一般の生活困窮者と同様に扱われるようになった。また、母子世帯の保護については、1947 年に制定された児童福祉法にも関連する規定が設けられている。生活保護法による保護の種類には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、生業扶助、葬祭扶助があり、要保護者の必要に応じ、単給または併給される<sup>(16)</sup>。

第 12 表によると、延人員は相当な数に上っているようであるが、実際には併給されているばあいが多く、何らかの形で公的扶助を受けているものは 21 世帯であり、そのうち 11 世帯が生活保護法の適用を受けている。すなわち 74 世帯は現在公的扶助は一切受けていない。

さて「生活に困ったとき、まず誰に相談しようと思いましたが」という問いに対して、11 名の非該当者を除いて、一番多いのが実家 45 名であり、市や国の公共機関に相談しようと思ったもの 6 名あった。実際に三鷹市福祉事務所あるいは社会福祉協議会にいったことのあるもの 48 名で、いったことのないもの 44 名、不明 3 名であった。その時応待された係員の態度は、「非常によい」「よい」と答えたもの 34 名、「普通」7 名、「よくない」「わるい」と答えたもの 5 名であり、概してよい印象を受けているといえよう。

「母子相談員の存在について知っている」と答えたもの69名、「知らない」と答えたもの24名、「不明」2名であった。実際に母子相談員と相談したことのあるもの21名であり、話しの内容は、経済的な問題、子供の教育、進学についてが大多数であった。公共福祉機関の利用度は非常に高いとはいえないが、徐々に利用され、福祉機関に働らく職員についても、三鷹市においては評判がよいということができよう。しかし支給される金額は、極めて少額であり、物価高騰の際、再調整の必要があろう。

#### IV 母子家庭における教育上の問題点

##### 1. 父親不在による教育上の問題点

母子家庭としてとり残された母親には、多くの深い悩みがある。経済的困難のみならず、生涯の伴侶を失った寂しさ、ある時には相手に対する憤りも混り、複雑な感情に支配され、堪え難い苦しみを経験している。今回の調査は、内面的、心理的な面にはふれなかったが、母親の心理状態が子供の教育に反映することはいうまでもない。しかも母親のもつなやみのなかでもっとも大きなものは、子供の教育に関するものであろう。

本調査において、「父親不在のため、しつけの点で困ることがある」と答えたもの32名(33.7%)である。それをいくつか具体的にとりあげてみると、まず男の子のしつけに関して、自信を失っている母親が25名あった。男の子が成長するにつれ、何も話をしなくなり、一体何を考えているのか、その心理状態が分からない。大きい男の子にはどうしても父親が必要である。父の居ない家の男の子は元気がないという母親もあった。

また母親が父親の役割も兼ねなければならず、一人では親としてのバランスがとれず、母親の能力にも限界があり、充分責任が果せない。大きくなると子供は仲々母親の云うことをきかなくなり、時にはがんと叱ってもらう人が心要である。母親ではしつけのしまりがつかなくて困るという人もあった。



父親がいれば、お互いに慰め合いながら子供の話し相手になれるのに、母親一人に全責任がかかっていると考えることは辛い。父親がいればしつけについても、理性的になれるのに、という人もあった。

父親不在のため、経済的に不安定であり、教育費の負担は大きく、子供に対しても経済的な圧迫感を与えている。

とくに深刻な問題は、子供の就職時の差別待遇である。母子家庭の子供、定時制高校卒業者の就職時の差別待遇は、企業側が公然と発表しているところもあり、周知の通りである。「就職の隘路を打開するため、28の都道府県において、母子世帯の児童の就職の際における身元保証のため、身元保証条例を制定しており、また各地民間にも母子後援会など設置され就職のあっせんや、身元保証をおこなうなど、就職の促進をはかっている<sup>(17)</sup>」。という報告が、厚生省児童局長から出ているが、このような不合理は一日も早く是正されなければならない。本調査では、子供の就職時の差別待遇は4件に過ぎなかったが、なかには、父がいないから最初から不利な条件を覚悟したり、甘んじている人が多かったのではないかと察せられる。子供の就職時に父親不在の為、身元保証ができないという理由で断われた人の精神的ショックは大きい。大企業にかぎらず中小企業でも差別を行ない、ことわる時は、はっきり理由を云わず、うやむやにごまかしてしまう。

差別待遇は就職時のみに限らず、隣近所、学校においても受けることがある。母子家庭だからと偏見をもって、かげ口をたたかれて母子共に泣かされたケースも数件あった。また小さい子供に近所の人が「あんたのお父さんはどうしたの」などと、聞かなくともよいことをきいたりする心ない行動をなげく母親もあった。云う方では大した差別扱いをする積りはないが、受ける方はきわめて敏感に反応するので、相手の立場を察して行動すべきである。都営住宅では、給料の額に従って住宅の建て方がちがうので、親がそのちがいについて、子供たちに話すらしく、子供の間にも差別があるところがあると母親は云う。その反面、近所の人の親切を感謝している

人もいた。

学校の先生も、母子家庭ということ意識して、子供心をきずつけるばあいがある。ある先生が、何気なく「あんたのうちは母子寮だからね。」といて、その子が母子寮に住むことについて劣等感をもって困った例や、中学3年の女の子に対して、男の先生が父のいないことを何とか云って、その子は一日中家で泣き明かして学校にいかないという困らした例があった。その他、母子家庭で母親が職をもっているため、学校の先生が進学についての面接の連絡もしてくれないと悩みを訴える母親もあった。

母親の学歴と父親不在で困ることの有無をみると、小学卒・高小・中学卒のグループでは、困ることありと答えたもの10名(22.7%)でなしと答えたもの34名(77.3%)であった。高女・高校卒・専・大卒のグループでは、困ることありと答えたもの22名(44.9%)でなしと答えたもの26名(53.1%)であった。学歴が高いほど父親が不在で困るという意識が強い傾向を示している。またこれを母子家庭の原因別にみると、離婚によるもので、父親不在で困ることありと答えたもの38.7%であり、病死によるもので困ることありと答えたもの30.6%であった。離婚による母子家庭は、覚悟の上であるといっても、恐らく次第に母子家庭の難しさを痛感し、問題意識をつよくもつのではなからうか。また教育上の問題点を母子家庭の原因別にみると、離婚による母子家庭で問題ありと答えたもの69.4%で、病死による母子家庭で問題ありと答えたもの55.6%であり、病死による母子家庭より、離婚による母子家庭の方が問題を多くもっているのではないかと推測される。

## 2. 母親不在による教育上の問題点

父親が常時不在である上に、母親の84.2%が就業しており、一般の共稼ぎの家庭以上に子供たちは親との接触時間が少い。子供の教育上とくに困る点については、経済的な問題が10.5%、子供の性格、行動に関する問題および子供の世話ができないということがそれぞれ11.6%、子供の教育に

自信がないとするもの9.5%、環境の問題5.3%であり、とくに取り立てて困ることなしとするもの44.2%である。子供の世話ができなくて困るといふ母親の職業は、小売店店番、保険外交員、用務員（朝5時に起きて出勤する）。住込家政婦などであり、朝早くから夜おそくまで、時には泊りこみもあって実質的に子供と過ごす時間がきわめて限られている。子供との話し合いの時間も余りなく、本人は仕事に追いまわられて子供にまで気が廻らない。仕事が忙しいため気分がむらができて、子供のしつけに差し障ると訴えていた。

子供の教育のために職に就かないという人が3人あった。この人たちは無職でも他に生計の資を得る方法があるので無職でいることができるのであろう。この3人の意見は、子供が学校から「ただいま」といって帰ってくる時には、母親は絶対に家に居るべきであると主張していた。ある主婦は、母親が働いていたため、中学生の男の子に家事の負担がかかり、その子が学校にいかなくなってしまったのでやめたといっていた。

母親が働いているため、小学校6年の兄が小学校1年の弟の世話をしながら、昼夜の食事の支度も引き受け、自分達で食べるという家庭もあった。またある家庭では親類が近くに住んでいるので、子供は本人が職場からかえるまで、ずっとその家で世話になっているという人もあった。

### 3. 母親による子供のしつけ

第13表 母親の学歴としつけの方針

	小学卒	高小中卒	高女高卒	専大卒	不詳	計
	%	%	%	%		
きびしい	2 (33.3)	14(36.8)	14(36.8)	4(36.4)	0	34 (35.8)
いいなり	1 (16.7)	9(23.8)	7(18.4)	1 (9.1)	1 (50.0)	19 (20.0)
意志尊重	3 (50.0)	10(26.3)	13(34.4)	6(54.5)	1 (50.0)	33 (34.7)
放任	0	5(13.1)	3 (3.8)	0	0	8 (8.4)
その他	0	0	1 (2.6)	0	0	1 (1.1)
計	6(100.0)	38(100.0)	38(100.0)	11(100.0)	2(100.0)	95(100.0)

95人の母親のしつけの方針は、「きびしくしつけている」および「意志を尊重しながら指導している」が、それぞれ約1/3ずつを占め、放任がもっとも少なく8名(8.4%)である。どちらかといえば子供のいいなりにしていると答えたもの1/5ある。学歴によりちがいがああるかを知る為、学歴としつけの方針のクロス集計表を掲げた。小学卒専大卒は共に人数が少ないので、学歴を二分して、小学卒高小中卒を一組とし、高女高校卒専大卒を一組として、一般的傾向を見ると、意志尊重の欄において、高学歴の方が高くなっている傾向がみられる。「いいなり」および「放任」を合計すると学歴の低いグループは34.0%、高いグループは22.4%となる。学歴が高いほど民主的にしつけをする傾向があらわれていると云えよう。

次に子供のことについて、主な相談相手は誰であるかは第14表の示す通りである。延数にしてみると、もっとも多いのが親戚の人(主として実家)

第14表 子供の教育についての相談相手

相談相手	親戚	知人	近所の人	児童相談員	恩師	先生	その他	なし
実数	30	5	2	0	0	12	6	16
%	(31.6)	(5.3)	(2.1)			(12.6)	(6.3)	(16.8)

親戚先生	知人先生	恩師先生	先生・その他	不詳	計
10	5	1	2	6	95
(10.5)	(5.3)	(1.1)	(6.3)	(6.3)	(100.0)

で40名、先生が30名、相談相手を誰ももたないと答えたもの16名である。母子寮在住の母親3人が全部母子寮の先生と答えていた。

子供との話し合いについては次表の示す通りである。何人か子供のある家では、大体中学生を対象にして話し合いの程度を尋ねた。80%以上がと

第15表 子供との話し合い

話す程度	よく話し合う	時々	あまり話し合わぬ	その他	不詳	計
実数	58	19	16	1	1	95
%	(61.1)	(20.0)	(16.8)	(1.1)	(1.1)	(100.0)

にかく話し合いをしているので、母と子の意志は相当よく通じ合っていると云えよう。あまり話し合わぬ16名のうち9名は、父親不在のため困ることありとしている。これは子供との話し合いがうまく行なわれないので、父親がいればよいのにと考えるのではないかと推測される。

話し合いのよく行なわれている家庭では、家庭内に自治会をもったり、母親がつとめて子供の立場を理解しようと努力し、家へかえったらすべてざっくばらんに話し合うことをモットーとしている。また自宅に仕事場をもつある母親は、子供の帰る時には買物にもいかず、必ず家にいるようにし、時折子供の友達を招いて一緒に食事などをして、若い人たちと話し合っている。話し合いがよく行なわれるためには、その雰囲気が大切であり、母親の姿勢が基調になるのであろう。やたらに口うるさく叱言ばかりいたり、愚痴っぽいことばかりいっては、子供はつい話をする気になれない。母子家庭には悩みも多く、いばらの道であるが前途に希望を見出して、前向きに進むときに、家庭も明るくなり、話し合いの場もひらけてくるのであろう。

95の母子家庭のうち、約1割に当る9名の母親が創価学会の信者であった。彼らの話によれば、三鷹には、相当根づよい信仰の組織が浸透しているようである。創価学会の信者は、信仰を生活の支柱としており、子供のしつけも学会の方針に基づいて行なっている人が多い。ある工場で働く母は熱心な学会の信者、高校生である一人息子は、学会青年隊に参加して、子供の相談相手はすべて学会幹部の人に任せてある。母と子は余り話し合わないが学会に任せてあるので安心している。また民生住宅に住む母は8年前に信仰に入り、人間の精神改造が行なわれ、子供も自分も悪かったことがよくわかり、信心によってよくなったという。娘も学会青年部に入っている。第3のケースは二人の息子をもつ無職の母、胃癌も信心により回復した。子供と話し合いは殆んどしないが信仰により心が通じ合っているから話し合いの必要はない。学会幹部の人が子供たちの相談相手になっている。第4のケースは廃品回収業に従事する母親で熱心な学会の信者であ

り、息子も娘も学会青年部に入っている。

以上しつけの問題と関連して、単に4つの事例を出したに過ぎないが、宗教団体などが母子家庭の欠損をどのような形で補っているかは追究するに足る問題であろう。今回の調査では、創価学会がとくに顕著であった。

#### 4. 子供の教育に対する関心

母子家庭における唯一の希望は子供の成長である。しかも教育という手段によって立派に成長することを母親は切に願うのである。第16・17表にみるように、母親が子供に対して抱く進学期待はきわめて高く、男の子のいる63家庭のうち44名の母親は4年制大学まで進学を望んでいる。女の子のいる39家庭のうち15名の母親は娘が4年制大学まで進学することを希望している。短大まで進学を希望するもの5名である。同一世帯に息子と娘のいる家庭もあるので、4年制大学進学希望家庭は54世帯ということになる。95世帯のうち過半数の世帯が、経済的困難にもめげず、大学進学を希望していることは正に驚異に値する。現在の我が国の大学進学率は、該当

第16表 母親の学歴と子供の進学

(男子)

母の学歴 進学期待		I (低)		II (高)			計
		小 卒	高小・中卒	高女・高卒	専大卒	不詳	
A	大 学	1 (25.0) %	15 (55.6) %	22 (88.0) %	6(85.7) %	0	44
	短 大	0	0	0	0	0	0
B	高 校 (全)	1 (25.0)	10 (37.0)	2 (8.0)	9	0	13
	高 校 (定)	0	1 (3.7)	0	1(14.3)	0	2
	中 学	1 (25.0)	1 (3.7)	1 (4.0)	0	0	3
	わからぬ(未定)	1 (25.0)	0	0	0	0	1
	不 詳	0	0	0	0	0	0
	非 該 当	2	11	13	4	2	32
計		6	38	38	11	2	95

$$X^2=11.37 > 6.63 (X^2_{.99}) (df=1)$$

第17表 母親の学歴と子供の進学

(女子)

母の学歴 進学期待		I (低)		II (高)		不詳	計
		小 卒	高小・中卒	高女・高卒	専大卒		
A	大 学	0	3 (23.0)	7 (39.0)	5(83.3)	0	15
	短 大	0	1 (8.0)	4 (22.2)	0	0	5
B	高 校(全)	1(100.0)	9 (69.0)	5 (27.8)	0	1	16
	高 校(定)	0	0	1 (5.5)	0	0	1
	中 学	0	0	0	0	0	0
	わからぬ(未定)	0	0	1 (5.5)	1(16.7)	0	2
	不 詳	0	0	0	0	0	0
	非 該 当	5	25	20	5	1	56
計		6	38	38	11	2	95

$$X^2=16.13>6.63 (X^2_{.01}) (df=1)$$

(第16表、第17表とも母親の学歴が高いほど進学期待が高いことが分る。 $\chi^2$ 検定の結果1.パーセントの水準で有意差あり。)

年齢層の約17%であるので、母子家庭の教育期待は、その3倍以上ということになる。何故このように、切に子供を大学まで進学させたがるかということについて、面接を通して感じた主な進学理由は次のようなことであった。一つには、母親自身技能、学歴がなく、思うような職にも就けず、収入も少いので、その苦しい体験を通して、せめて子供には大学まで行かせたいという切なる希望をもっている。また父親不在のため就職が不利であるので、大学まで行って最高の教育を受ければ、希望する職に就けるであろうという期待をもっている。色々な面で、不利な条件が多く、とかく暗い面のみ強調される母子家庭で、このように高い教育要求をもっていることは、喜ばしいことである。戦後教育の民主化が叫ばれ、教育の機会均等を実現する努力が積み重ねられて来ているが、この母子家庭のもつ期待を裏切らないように、能力のあるものは、その経済的条件の如何にかかわらず均等に教育の機会が与えられ、安んじて勉学に励むことができるよう、国家的立場から育英制度の整備、充実、大学側の深い理解にもとずいた協

力が望まれる。

さて、母親の学歴と進学期待をみると、明らかに、学歴の高い方が、進学期待も高くなっていることが分る。また男女別にみると男子のばあいは、中学までが僅か3名、定時制高校2名と、例外的な数しかでて来ないで、殆んどが少なくとも全日制高校まで行かせたいと希望している。女子のばあいは、中学皆無、定時制高校までは僅か1名であり、残りは全部せめて高校まで、できれば大学まで進学させることを希望している。男子のばあいで、大学進学希望は63家庭（非該当を除く）のうち、44名の母親が希望している。すなわち70%ということになる。また女子のばあいは、39家庭（非該当を除く）のうち、短大を含めると、20名の母親、すなわち約50%が娘の大学進学を期待している。

これはどこまでも母親と面接の上きいた子供への教育期待であって、息子、娘の能力と、本人の希望を知らなければ、はっきりしたことは云えない。なかには「母親にこれ以上負担はかけられないから就職する。」という子供もいるであろうし、子供は大学進学を希望するのに、親の方で反対するばあいも出てくることであろう。しかし三鷹市の母子家庭の調査では、後者のような例は見当らぬであろう。少なくとも母親が経済的に苦しいなかから子供を大学まで送ろうという気構えでいることは、進学の外的条件は（経済面を別にして）備っているものと考えられる。

子供を高校、大学まで進学させるため、教育費はどのようにして用意しているかという質問に対して、自力によるもの57、遺産によるものなし、母子福祉資金によるもの4、育英会、都その他の奨学金によるもの5、その他（親戚知人の援助など）9、自力+日本育英会5、自力+その他2、母子福祉年金+日本育英会1、都その他の奨学金+その他1、自力+母子福祉年金+奨学金1、非該当7となっている。自力で用意しようという意気ごとと、育英制度を利用しようとする数の少なさには驚かされる。あるいは育英制度に関する情報が普及していない為であろうかと思われる。

このように母親の高い教育期待に対し実際に家族のなかには既に就職し



た子供があり、その子供が進学を断念して、就職したかどうかについて調べてみよう。第19表は第一子について、どの程度の学歴で就職したかをあらわしている。

第19表 専職の時期（第一子について）

学歴	中学卒業後	定時制卒	全日高卒	大学卒	その他	不明	非該当	計
実数	26	4	14	4	0	1	46	95
%	(53.1)	(8.2)	(28.5)	(8.2)		(2.0)		

(%は非該当を除く)

今回の調査は母子家庭になって少なくとも4～5年経過した家庭が多く現在は比較的安定はしているが、かつては経済的にも心理的にも生活が困難であったため、進学を断念して就職した率がこのように高いのであろう。中卒で就職したもの（第一子）は53.1%にのぼり、大学まで進学したものの僅かに8.2%に過ぎない。これを現在の母親の進学期待とくらべると全く隔世の感がある、これは理想と現実とのずれによる為であろうか。現在は過去よりも将来への見通しが明るくなったためであろうか。上の子供を進学させたかったのにさせられなかったから、せめてこれから卒業する子供は中学、高校だけで終らせないで、何とか大学までやりたいという親心のあらわれであろうか。さてこれらの第一子が何故進学を断念して就職したか、その理由を示したのが第20表である。

第20表 進学しなかった理由

理由	経済的	能力的	本人の意志	その他	(1) + (2)	(1) + (3)	(2) + (3)
実数	12	4	14	4	2	4	1
%	(26.7)	(8.9)	(31.2)	(8.9)	(8.9)	(8.9)	(2.2)

(1)+(2)+(3)	(1)+(2)+(3)+(4)	不詳	非該当	計
2	1	1	50	95
(4.4)	(2.2)	(2.2)		

これによると、経済的理由により（他の理由と重なるばあいも含む。）進学できなかったもの21名で46.7%に上る。能力があれば、経済的隘路は

何とか方法を講じて打開し進学の道を拓らくべきであり、この点の援助が過去において充分でなかったことを物語っている。本人の意志により、進学を断念して就職したのも22名で略同数である。能力的理由によるもの10名22.2%に相当する。

とかく母子家庭に対しては、社会的偏見を抱き勝ちである。母親のなかにも、「金持ちの子供ばかり都立に就いて、貧乏人の子が私立で高い授業料を払わねばならない。」と訴えていた人もあったが、学校側では、入学に際して、家庭的背景を重視し、とかく欠損家庭は不利な条件を既に備えている上に、不利な扱いを受けることがある。母子家庭の子女こそ、せめて学校という、自由平等をたてまえとする社会に、差別なく受け容れられ、のびのびと成長するように配慮されるべきである。従来とかく生活保護などの公的扶助を受けて生活している母子家庭の子女が、上級学校に進学すると、何かぜいたくな生活をしているかのように誤解される傾きがあった。母子家庭の子供なら、中学を卒業したら当然就職して、母親を助けるべきであるということを暗黙のうちに前提としていた。この根づよい偏見は根底から拭い去られなければならない。むしろ積極的に、母子家庭の中から、かくれた才能を発見して、その才能が充分生かされ、伸ばされるように、進学を道をひらくべきである。

三鷹の母子家庭の母親の56.8%が、息子や娘が大学に進学することを希望し、そのように期待しているということは、涙ぐましい母親の悲願であり、またほのぼのとした希望が湧いてくるのである。従来母子家庭は貧困なもの、非行の温床であるという、実証的根拠によらない前提のもとに調査を行ない、政策、制度を施行してきた。今後教育政策の観点から母子家庭の教育期待、教育要求に焦点をあてて、研究を進めることは、新しい問題発見のきっかけとなり、民主主義国家建設のため重要な基礎資料を提供するものと考えられる。

高度に進展する工業社会の推進力になっているものは教育であり、また教育は工業化の必須条件である。職業の専門分化が益々激しくなるにつれ、

それのみあう高度の教育が要求される。母親の高い教育期待もこの現代の傾向を反映しているものと考えられる。しかし現代の一つの風潮として、誰も彼も皆大学に進学することを望み、大学さえ出れば事足りれりとする考え方には疑問がある。大学進学一本槍で進む行き方には教育上多くの危険を伴っていることはいうまでもない。

最後に娘を四年制大学にまで進学させたいという家庭の背景を調べてみると、(第16表参照)母親が専門学校・大学出身のものは、1人の未定者の他全部娘を大学に進学させることを当然のことと考えている。高女、または高校卒のグループは39%高小・中学卒のグループは23%が娘の大学進学を希望している。現在女子の大学進学率は、該当年齢層の約5%であることとくらべて、驚く程の高率である。面接の折、一番印象に残ったことは、自分の学歴の低さが就職時の不利をもたらしたので、娘にはただ花嫁修業的教養でなく、いざという時には家計を支えていかれるような、専門的職業を身につけさせておきたいという、母親の体験から沁み出たきびしい期待であった。母親が幸いにも高等教育を受けていたばあいは、娘にも是非受けさせたいと願うのは当然であろう。

このグループの子供の数は1人～7家庭、2人～5家庭、3人～3家庭であり、生活保護を受けている家庭1で、児童福祉手当受給家庭1である。母親の職業は、教員1、事務関係7、寮管理、賄、家事サービス等3、接客業1、商店経営1、店番1、その他1であり、全般的にみて、職業も安定しており、収入も大多数が30,000円以上である。母子間の話し合いも、1家庭を除き、「よく話し合う」と答えている。話し合いの内容も学校のことが多く、母親の教育に対する熱心さがあらわれている。

## 5. 母子家庭と非行

今回の三鷹市における母子家庭の調査は、非行に焦点を合わせて仮説を立て、それにもとづいて調査したのではなかった。それはむしろ今後に残された問題として追究していきたい。さてここでとり上げたい点は、従来

の欠損家庭と非行の研究の基礎的前提に対して疑問をはさみ、今回の調査結果から、新しい仮説をひき出すことである。

従来「少年非行と欠損家庭」という言葉は対句になっている程、欠損家庭は非行の主な原因と考えられてきた。これは我が国に限られた傾向でなく、ベル (Robert R. Bell)<sup>(18)</sup> が指摘するように、アメリカにおける片親家庭 (One-parent family 大抵のばあい母子家庭) の研究においても、従来片親家庭というものは子供の社会化の過程においてマイナスの効果を与えるものであるという前提の上に仮説が立てられてきた。しかし今回の調査で95の母子家庭を訪問して発見したことは、そのなかで非行に悩んだという家庭はたった2世帯に過ぎなかった。その2世帯では、一時は子供が家出をしたり、悪い友達に誘われて、母親は大変心配したが、現在では1人は入院加療中で、他の1人は落ちついて仕事に励んでいる。母子家庭も両親の揃った家庭も非行については相違がないのではないかということを示唆された。

従来の研究の一例を挙げると、山口透は「少年非行と家庭崩壊」<sup>(19)</sup>の研究において、「欠損条件は非常に大きな非行の要因である。」という結論を出している。この結論がどのようにしてひき出されたかその経路を少し説明したい。これはある都市において少年保護事件に関係した少年で家族と同居しているもの372名を調査対象とした。またコントロールグループとして、同都市内の中学校20校から、非行グループと同年齢層のものをランダムに名抽出して両者の比較を行なった。その結果非行少年のグループには欠損家庭が37%あり、中学生のグループには13%で、両群の間には  $X^2$  検定の結果0.001の危険率で有意差があり、前述のような結論を得ている。

第一に、少年保護事件に関係した少年の中には、欠損家庭の多いのは当然である。何故ならば、両親の揃っている家庭からの子供はたとえ非行を犯しても帰宅を許されることが多い。それ故非行少年群としてこの研究において扱ったものの他に暗数が見逃されていて、非行少年群のサンプルの代表性に疑問がある。このように保護事件関係少年を調査対象とした

ならば、保護事件関係の少年の家族には、同年齢層の一般の少年の家族と比較したばあいに、欠損家族が多いということは出来るであろう。しかし結論はそこまであって、それ以上に非行の大きな要因として欠損家庭をあげることは妥当ではない。両群を比較するためには、この二つのサンプルは無作為性、代表性、独立性の条件を満たしてない。なおこの研究では独立変数として非行少年と中学生をとり、家族が完全であるか欠損であるかは依存変数となっている。独立変数から、依存変数へとその影響を関連づけることはできるが、依存変数から独立変数へと逆に関連づけることはできない。もし欠損条件と非行の関連を調べたければ、欠損の有無を独立変数として、ある地域に住む中学生をもつ両親の揃った家庭をランダムに抽出し、同時に同じ母集団から同年齢層の子供をもつ欠損家庭をランダムに抽出して、両者の比較を行ない、その結果欠損家庭の方に非行が有意に多ければ、はじめて前述のような結論を出すことができるのであろう。この際母集団から抽出するサンプルは無作為性、代表性、独立性の条件を満たし相互に排他的でなければ比較は無意味である。

これはほんの一例に過ぎないが、従来の非行と家族崩壊の関連を研究したものには、少年院に収容されているもの、家庭裁判所に関係したものなど、特定の片よったサンプルを用い、それからひき出した結論を一般化したばあいが多く、事実からかけ離れた結論であるにもかかわらず、欠損家庭には非行が多いものであるという結論を実証的研究にもとづいた結果として信じこんでいる。前述の「少年非行と家族崩壊」の研究において、さら<sup>(20)</sup>にある都市の離婚家庭（1961年に同市に居住した者の離婚事件及び内縁関係解消事件99件、同地方裁判所で同年に結審した裁判離婚事4件、および同市役所で受理した協議離婚200件、計303件）を調査対象とし研究した結果その離婚率が高いのに、非行率が低く出て来た。この事象を解釈するにあたり、山口透氏は「両校区の非行率は低く、離婚率が高いのは何故であろうか。いわゆる家族崩壊は、近代化の過程において生ずるものと考えられ両校区の離婚は前近代的なものであるから、離婚によっても家族崩壊

を防ぐような条件が、農山村の家族にはあり、従って非行は低いと考えられる。」といている。この解釈の底には、「離婚家庭であるのに非行が低い筈はない。」という前提がかくされている。調査結果の事実を素直にそのまま受けていないで、恐らく、離婚がこのばあいには一般の離婚とくらべ異質なものであろうという無理な解釈を与えているような気がする。とにかく離婚したからには、父親不在という条件には他の母子家庭とちがいが無い。この研究でも明らかであるように、非行の側からでなく、母子家庭の側から非行をみると、山口氏の指摘するように、離婚率は高いのに非行率は低く出ている。「母子家庭には非行が多い」という前提は、最近の他の研究によってもくつがえ<sup>(21)</sup>されている。

このことと関連して、家族に関する社会学的研究では基本的前提として、「両親の揃った家庭は、欠損家庭より子供のしつけや教育上好ましい」ということを当然のこととして受け入れてきた。家庭を完全と欠損の両端に二分して研究をすすめてきた。両親の揃った家庭の中にもいろいろな変型があり、(再婚家庭も含んで)理想的なもの、家庭内の人間関係の緊張が極度に達し、崩壊寸前のものなど、千差万別であるにもかかわらず、その社会的パターンの相異を無視して、十把一からげ、まるで両親の揃った家庭はすべて理想的なもののように扱ってきた。一方他の極端には欠損家庭をおき、これまた同様に千差万別、欠損した役割を親子で補いつつ、理想的に人間関係が保たれているものもあれば、そうでないものもあるのに、ことごとく否定的な面のみ強張され、好ましくないときめつける傾向がある。この考え方は再吟味を要する点である。<sup>(22)</sup> Bell は更にこの問題を追究して、社会変化の渦の中で変貌をとげつつあるアメリカの家族内で父親および母親が演ずる役割を子供のしつけに関して分析し、はたして完全家族が子供のしつけ上、最も望ましいかどうかということに疑問をはさみ、家族の社会的パターンのちがいを研究することが、この問題について、洞察力を深めるものであると述べている。

さて再び三鷹市の調査にもどって、母親が子供の性格、行動について困

っていると答えたもの11名(11.6%)、住居、近所、遊び場、交友など環境の問題について困っていると答えたもの5名(5.3%)であった。これによっても分るように、母親は父親不在という不利な条件のもとで、子供のしつけ、教育を一手に引受け、時には困ったり、悩んだり、心配したりして、一つずつ危機をきり抜けているのである。母子家庭には、経済的、心理的、社会的に大きなしわよせがあり、たしかに子供が非行に陥る危険性は、完全家庭よりも大きいのであろうが、母親の愛情のこもった努力によって、困難を克服しているものと考えられる。

上述の事実にもとずき、次のような仮説が立てられるのではないかと考えられる。

- (1) 同一社会階層内において、母子家庭を両親の揃った家庭とくらべたとき、その非行率には差がない。
- (2) 子供のしつけについて、父親の役割は、母親の役割より、容易に他のものより代替させることができる。
- (3) 子供の非行率は、母親の学歴と関連があり、母親の学歴が高いほど、子供の非行率は低い。
- (4) 母親の学歴が高いほど、子供への進学期待は高い。

## V 母子家庭福祉対策上の問題点

### 1. 住居に関する問題点

調査対象95世帯の居住する住居の種類は、第21表の通りである。

第21表 住居の種類

持家	借家	間借(同居)	母子寮・母子住宅	社宅・公営住宅	アパート・その他	計
38	16	5	6	17	13	95
40.0%	16.8%	5.3%	6.3%	17.9%	13.7%	100.0%

40%が持家に居住しているが、持家とといても千差万別、1間切りの

バラック建の家もあれば、6間以上もある家もある。持家の中にも「せまい」「老朽である」というなやみをもつもの4世帯ある。借家は一般に家賃が高く、間借はせまく、母子寮は4.5畳1間に3～4人居住し、母子住宅は、母子寮より少し広いが6畳に3人位居住する。社宅に住む世帯の中には、工員寮、独身寮の管理、賄などを担当するばあいがあり、1間切りのところに母子2～4人位居住している。アパートとは名ばかりの極めて粗末な住居が多く、1間きり、もしくは2間あっても、1人当りの畳数が1畳以下のものから2.5畳位の世帯が含まれている。

調査対象95名のうち、住居について「なやみあり」と答えたもの23名、「とくになし」と答えたもの72名であった。「とくになし」と答えたものの中には、畳数(1人当り)1.5畳～2.5畳位の世帯も含まれている。いずれも主観的な感じであり、「母子家庭だから、この位でも仕方がない。」といった、諦らめに似たものがあり、客観的にみたばあいには、非常な悪条件に耐えているケースもいくつかあった。1人当りの畳数は、3畳以下45世帯、4畳～6畳23世帯、6畳以上26世帯である。1960年の国勢調査による居住状況は、1人当りの畳数の全国平均4.3畳、東京都の平均3.3畳である。<sup>(23)</sup> 今回の調査時は、国勢調査4年後であり、住宅事情もかなり好転しているので、母子家庭の住宅状態は非常に悪いものが多いといえよう。とくに4畳1間に5人も住んでいたり、4.5畳に3人、5畳に4人、6畳に4人など、1人当りの畳数2畳以下が26世帯もあった。快適な文化生活を送っているものには、到底夢想だにできないような悪条件に甘んじて生きている。

「住宅の問題は母子世帯の当面する最も大きな問題の一つである。」<sup>(24)</sup> 「母子家庭の住宅問題は、一般家庭のそれに比べ、いっそう深刻であると考えられるので、母子福祉法では、母子家庭の住宅について公営住宅の供給に特に配慮を加えることにしている。」<sup>(25)</sup> など、当局は一応考慮はしているものの、その施策は、全く雀の涙、焼石に水の程度であって、実情を少しも理解していない。「34年度から行政措置により、第二種公営住宅中一定戸



数を母子世帯向住宅として建設することとしており、38年度までに建設された母子世帯住宅は7,450戸となっている。」という報告<sup>(26)</sup>を見るが、全国で103万世帯と推計されている母子世帯の1%にも満たない戸数が、4年間によりやく建設されたに過ぎない。数の上からいっても、我が国の政治の貧困をこれほど痛切に感じさせられる問題はない。

殊に質の上から住宅の問題をみると、調査対象のうち3世帯は母子寮に、3世帯は母子住宅に居住しているが、母子寮は4.5畳1間に3~4人の家族が住み、母子住宅は6畳に3~4人が住んでいる。いずれも母子世帯向きに建てられているのであろうが、母子世帯向きとは、最低の材木で、最低の建築をするという意味なのであろうか。何故他の条件に恵まれない、母子家庭ならば、せめて住居くらい、快適な生活が送られるよう、もっと設備の整った住宅の建設が考えられないのであろうか。人間の住むにふさわしい住宅を、母子世帯に、優先的に、必要度に応じて低廉な家賃で提供することが考えられないのであろうか。当局者のコペルニクスの転換により、新しい角度から対策が立てられることを切に希望する。

調査対象23名の住居に対するなやみを分類すると、「せまい」13名、「老朽である」5名、「家賃が高い」3名、「立ち退きを命ぜられている」2名、「騒がしい」「日当たりが悪い」各1名である。「せまい」という13名の中には、母子寮、母子住宅に住む世帯の殆んどすべてと、アパートが含まれている。せまい部屋に炊事道具、家具等一切ならば、疲れた体を横たえるスペースもなく、中学、高校に通う子供たちは、1間きりの部屋には机をおくこともできず、プライバシーを保つとか保たないとか云う問題以前に、衛生上、安全上、教育上早急に何らかの措置が講ぜられなければならない。また少数ではあるが「立ち退き」のなやみは深刻で、公営住宅に応募しても容易に当らず、行き場がなくて困っている。住宅資金（10万円以内）、もしくは転宅資金（1回につき1万2千円以内）などの公的扶助の活用も考えられるが、家を建てるにも、移転するにもこの少額の資金では如何ともなし難い。

繰り返して述べるが、母子家庭の住宅に対する措置として、先ず当局者が従来の母子家庭向という、けちな概念を根本的にきりかえ、人間の住居に適わしい、快適な文化生活が営まれるように、十分設備の整った公営住宅を建設するよう要望したい。そして住宅に困窮する母子家庭に対し優先的に入居できるよう配慮されてほしい。

## 2. 母親の就職に関する問題点

母子家庭の問題ほど女子教育の重要性を痛切に感じさせる問題はない。一時ジャーナリズムを賑わせた「女子学生亡国論」などは全くその論拠を失うであろう。さてここでは母親の就職に関する問題を、女子教育との関連において取り上げてみたい。何故ならば、就職の問題は教育のレベルと密接な関連をもつからである。

前述のように母子家庭の主婦たちの多くは、割の悪い、骨の折れる仕事に低賃金で甘んじている。職業は80%近くの母子家庭にとって死活問題であり、一度就職したら容易に転職はできない。中高年層の女子の職場は限られていて、職業紹介も新卒の若い人たちの為には有利であるが、中年者には殆んど考慮が払われていない。調査対象との面接において、「中年者に対して職業を与えてほしい」という注文を屢々きいた。

最近発行された厚生白書によると、<sup>(27)</sup>母子家庭に対する職場の開拓は極めて消極的である。「公共的施設内における売店等の優先的設置、たばこ小売人の優先指定ならびに主として母子家庭の母を雇用する母子福祉団体の行なう事業に対する事業開拓資金（100万円）および事業継続資金の貸付けについて、積極的な推進に力を入れているが、これらの対策は地域の協力と理解が最も大切であり、この面のたゆみない努力が必要である。」と記されている。母子家庭の主婦が、何ら技術を身につけていなくとも、坐ってできるような売店小売人の仕事は無いよりましであろう。また母子家庭の主婦を雇用する団体に対して資金を貸し付けることも、ある程度間接的奨励になろうが、いずれも消極的で何ら積極策が示されていない。

職業再訓練計画を立てて、人的資源の活用の上から考えても、埋もれている人材を掘り出して、更に適した仕事に就けるよう指導するなどということは、さらさら考えていない。<sup>(28)</sup>厚生白書は「. . . 母子相談員など、母子福祉関係機関と職業安定機関との協力規定を新たに設けており、就職を希望する母子の雇用に今後大きな期待がかけられている。」と結んでいるが、はなはだ漠然とした希望的観測に過ぎない。

本調査対象のうち、過去において職業指導を受けたもの6名あったが、それらはマッサージ、あんま、簿記、タイプ、印刷など技術習得、保険の勧誘などであった。将来職業指導を受けることを希望しているもの8名あったがその多くは現在のような肉体労働を伴う仕事からもう少し楽な仕事に移りたいので、何か職業指導を受ければ適当な仕事に就けるものと考えており、ただ漠然としているばかりが多い。しかし中には、洋裁、造花の製作、トランジスタラジオの組立てなどを習得したいという希望を出している。

さてここで提案したいことは、職業指導を単に短期間学習すれば習得できる技術にのみ限定しないで、希望する母親に対して、大学、短大、その他の教育機関が門戸を広く開放して、母親に再教育の機会を与え、本人の能力に適わしい職業につけるように配慮してほしいということである。その為には経済的援助を必要とするであろう。育英会奨学金制度の適用も考慮できないであろうか。母子家庭の主婦は、職業に対する動機づけは極めて高いので、機会が与えられ、能力が伴えば、多少の困難は克服して、志のあるものは必ず目的を達するであろう。その教育効果は有形、無形に大きなものであると期待する。たとえば学校の教師になりたい母親があったばあい、もし本人に教師としての適性があれば、大きな価を支払って得た母子家庭の主婦としての深い人生経験を生かして、立派な教師になり得ると考えられる。

しかし何といても本人の過去において受けた教育の質、水準が基調になるので、女子が男子に勝るとも劣らぬ質の高い一般教養と技能、技術を

習得する専門教育をかね備えたものを、しっかり身につけておくことが最も大切である。現在でもなお女子の教育は二の次、三の次にされがちである。女子教育を推進することが、家庭を安定させ、社会の進歩に貢献する為の近道であることが、この母子家庭の問題を通して、くっきりと描き出されている。しかし一般に男女共学で同じカリキュラムを履習しながら、女子の抱く社会的役割、職業未来像はきわめてあいまいである。これは一つには現代の教育の場において、このような問題を考えさせる刺激がない為であろうか。あるいは女子自身に問題があるものであろうか。はっきり説明できないが、何かしら文化的、社会的期待によりコントロールされているものと考えられる。勿論、すべての女子が職業をもたなければならないという意味ではないが、社会人として職業を通して自己実現をしようとする意欲の盛り上りの低さを感じさせられる。技術革新を基軸として、激しく変動する現代社会では、就業構造の変化、職種の変化が著しく、母子家庭の主婦の為に残された仕事は、特殊技能、高度の教育を有さない限り、極めて低賃金の肉体労働を伴うサービス業の外はない。それ故女子が男子と同様、将来成長する可能性のある、柔軟性をもった基本的教育を身につけることがいかに大切であるかが分る。母子家庭の母親の就職も、従来の一時凌ぎ的な、恩恵的な考え方から脱脚して、先ず母親のもつ能力を十分伸ばし得る道を講ずるべきではなかろうか。母親が自分の能力と職業に自信をもつことにより、人間としての尊厳を保ち、生き甲斐のある人生を歩むことができるのである。そうすれば不当な低賃金に甘んじ、酷使されることも少なく、貧困から解放されることができよう。母子家庭にもたらされた幸福は、社会全体の向上に大いにプラスになるのである。この為には、母子家庭になる以前に、さらに母子家庭になってからも、常に女子教育の推進をはかる以外に方法がないものと考えられる。

### 3. 母子家庭福祉対策一般について（むすび）

1955年以来、わが国では高度経済成長にともない、国民の生活水準は著

しく上昇した。年平均成長率は約10%で、世界でもっとも高く、39年には1人当たり国民所得633弗と西欧先進国の一角に到達した。<sup>(29)</sup>しかし、とかくめざましい経済成長のかげには、その発展についていかれない、とり残されたグループがある。社会の工業化が進めば進むほど、そのひずみも大きく、技術革新により推進された経済成長の結果、所得が増大しても、その分け前に与かることのできない階層が生ずるのである。この調査によって明らかであるように母子世帯の過半数はこのグループの一つであろう。経済発展に正比例して、大いに福祉政策が進められなければならない理由はここにある。わが国においては、近年経済的繁栄、所得ブームの面のみ大きく表面に浮び上り、生活苦に喘いでいるグループの存在が見失われつつある。1964年7月、新しく「母子福祉法」が制定され、母子福祉対策の総合的、一体的推進への体制が整ったと考えられているが、現在の段階では法文の制定が完了したのみで、具体的な方策の実現にまで立ち至っていない。前述のように新たに規定された住宅、雇用などの項目についても、すこぶる消極的な方策しか考えられていない。そこで1964年以来、米国において本格的に進められている「貧困に対する戦い」から、文化的、社会的背景を異にするわが国とはいえ、何かしら積極策が示唆されるのではないかと考えられる。この「貧困に対する戦い」はケネディ前大統領により提唱され、ジョンソン大統領に継承されたもので、まさに高度に進展した工業社会における、富裕と貧困の矛盾に正面から対決するものである。全国民の1/4に相当する40,000,000人から50,000,000人の貧しい人々（このうち母子世帯が約4,000,000世帯含まれている。）は、社会の表面から次第に姿を消し、政治的発言力をもたず、荒廃した都市の中心部に近いスラムに、閉鎖された炭坑町に、鉄鋼町に、または農村に居住し、社会の一般的活動から疎外されている。「貧困に対する戦い」は連邦政府と地方政府のみならず、民間団体、宗教団体、労働組合、その他社会団体の協力により、貧困の悪循環をたちきり、人々を貧困から解放して、社会全体の体質改善を行なおうとする試みであり、アメリカ国民の良心に訴えた精神革命

(30)  
であるといっても過言ではない。この「貧困戦争」が、従来の福祉政策と異なる点は、貧しい人々に対する基本的態度にちがいがある。貧困は機会の欠如であり、尊厳の欠如である。貧困者に対する地域社会全体の考え方を根本的に変え、貧困者を尊厳を備えた市民として扱うことにある。人間として適わしい生活が営まれるためには、先ず教育の機会を与え、それにより新しい希望を見出し、自信をもって人生行路を切り拓いていき、貧困生活に終止符を打とうと努力しているのである。資本主義的体制にある工業社会においては、早晚遭遇しなければならぬ問題であろう。いやわが国においては、既に手遅れの憾がある。母子家庭の福祉政策を推進する上から考えても、この「貧困戦争」を他山の石とし、民主的社会的実現に一層努力すべきではなからうかと考えられる。

## VI 事 例

95世帯の母子家庭の訪問を行なって、色々な事例にぶつかったが、そのうちとりわけ目立ったものを11ケース記録して内容的に母子家庭の現状を伝えたい。

(1) Aさんは、9年前夫の事故死にあい、高校最高学年に在学していた長男を頭に、4人の息子を抱えて、雑貨商をはじめた。長男は大学進学を希望していたが、父の死のため断念して就職することに定めた。しかし父のいないため、三つの職場から断わられ、止むを得ず、当時新聞配達をしていた関係で米軍の大佐にたのみ、米軍の雑用係りとなって働いた。その後まもなく勤めながら2年間夜間大学に通った。これからは大学卒ではなくては駄目だということで、後に4年制の昼の大学に偏入して、無事卒業。国家試験にも合格して現在中学校教員として働いている。次男は進学を断念し、父の亡くなった年に中学を卒業したので、中小企業のプレス工になった。その職場の労働条件の悪さ、せまい作業場に備えつけてある、中古の機械で怪我をしていない人はない位である。次男も運悪く五本の指をつぶし、短かくなったり、爪をなくしたりした。その時も給与はとまり、基準

監督局が15,000円出してくれただけであった。1年間働めたが、友人の左腕も飛んでしまったので、おそろしくなり、その後大企業に移った。大企業は設備が完備しており、危険は皆無である。息子は年頃になり、時折、指を眺めているという。三男は優秀で工業高校卒業後、すぐ大阪にいき就職し、現在月給4万円もらっている。貯金したり、会社の株などを買っている。末の息子は現在高校在学中。

4人の息子の教育面で一度も困ったこともなく、母親と息子の関係は極めてよい。母は終日忙しく店で働き、粗末な借家で辛奉して、子供たち一人々々に相当の貯えもできている。

(2) Bさんは、15年前、15歳の長女を頭に、2人の男の子と、次女計4人の子供をかかえ、その上妊娠7ヶ月で、夫の病死に逢った。当時は未だ戦後の混乱期で、やがて生れた三女を加えて5人の子供を養うため、自分でできる仕事は他に何もなかったので、廃品回収業を始め、それ以来15年間、同じ仕事を続けている。生活の苦しさ、死を決したこともあったが、子供たちも皆順調に育ち、何の問題もなかったため、現在まで生き抜いて来た。長女は永く弟妹の面倒をみていたが、よき配偶者を得て、幸福な結婚生活に入り、現在実家に家族3名(女兒1名)同居している。長男はクリーニング屋に住みこみ、現在は主人の片腕として、重く用いられている。次男は魚屋に住みこみ店員として勤務している。仕事のかたわら、定時制商業高校を卒業した。次女は中学卒業後近くの会社に就職し、自宅から通勤、かたわら洋裁学校に通っている。三女は現在、中学3年に在学中。

Bさんは非常に細かく心の届く人であり、子供たちの教育についてもいつもよく話し合うように、民主的に指導して来た。本人は高等小学卒業の学歴ではあるが、子供たちは深く母を愛し、尊敬している。男の子たちが在学中は、毎晩子供たちが寝てしまったあと、服のポケットなどをよくみて、家が貧しいため、他人の持ちものをもって来るようなことがあってはと、教育にも細心の注意を払っていた。50の坂を越した今日でも、朝は大抵5時半に起き、リアカーを引いては廃品の回収に廻り、休むひまもなく

働いている。住みこみ店員として就職した息子一人一人に懇切に母が店員としてのつとめについて指導を与えた。たとえば、他の人たちより10分早く起き店先きの掃除などをするように話したり、またクリーニング店に就職した当時は、洗濯ものを集めるのにも、母が一役買って側面から援助した。息子たちが家にかえって来ても、決してちやほやと特別扱いにせず、一日も早く、勤務先に定着するように励ました。

過去においては生活保護も受け、母子年金も受けたが、母子年金は昭和38年から辞退して、現在は何も受けていない。Bさんの云うには、物質的には何も社会に貢献できないので、せめて労力奉仕をしようと、次のようなことを始め、既に8年間も続けている。それは、近隣28軒が現在参加しているが、毎日、日掛けのように、5円～20円位のお金を一軒一軒集め、Bさんが、それをまとめて、銀行に預金し、年末になり利子をつけて加入者に返す仕組である。近所の人たちからは、年末のお餅代になるといって喜ばれ、年々加入者がふえる一方である。

Bさんは、現在長女の家族と、2人の娘とともに、安定した生活を送っている。また創価学会の、熱心な信者でもある。まことに、立派な母として、表彰に値いする人である。

(3) Cさんは、事情があって15年位前に離婚、その後2人の子供を抱えて、洗濯婦として勤務している。複雑な家度事情のため、子供たちの教育にも支障を来たし、悩みが多い。

長男は18歳になるが、一時悪友の影響により家出、住みこみ店員として働いていた。しかし運悪く病気になり入院、長期療養中である。母は仕事から得る収入だけでは到底追いつかず、借金をしてまで、息子の医療費を払っている。娘は中学生であり、母は望みをかけ、自分が教育を受けることができなかつたので、せめて娘は高校にまでやり度いと望んでいる。しかし身体がやや虚弱、勉強も余り好きではない。Cさんは、精神的に悩みをもっているうちに、激しい労働に従事し、休日も年一度位しかなく、体が非常に疲れる。しかし現在は正式採用で、仕事も一応安定しているので、



過去の更に条件の悪い仕事とくらべると、まだましであり、そのまま我慢している。

(4) Dさんは学歴も高く、旧制専門学校出身である。4年前夫に病死され、4人の成長期の子供を抱えている。夫の死後、職業指導を受け、自宅を改造してタイプ印刷業を始めた。Dさんは週60時間以上働き、忙しいが、生活に困ることはない。母の子供たちに対するしつけの方針は、子供のいいなりにしている。高校1年を頭に、小学5年まで、男子2人女子2人であるが、兄弟姉妹間の競争意識がつよく、相互の協力、連帯意識はあまり高くない。とくに問題があるという程ではないが、母親は、反抗期の子供たちの取扱いのむずかしさを痛感している。自宅において仕事ができるという利点をもちながら、親子関係はそれほどしっくりいっていない。

(5) Eさんは17年前、夫の事故死により、母子家庭となった。当時6歳であった長男は、脳性マヒにより左半身と脳がきかなくなっていた。夫の死後次男誕生。その外、長男より6歳年上の長女があり、母親の片腕となって来た。Eさんは高等教育を受け、現在保険会社の内勤として、かなり責任ある地位についている。長男は現在施設に預け、長女は結婚して、すぐ向いのアパートに住んで居り、本人は高校在学の次男と二人暮しである。子供との関係はきわめてよく、どちらかというところ、しつけはきびしく、しかし子供の意志を尊重しながら指導して来た。Eさんは今の仕事に満足しており、子供にも望み通りの道を歩ませることができて、よろこんでいる。

(6) Fさんは、9年前、事情があって離婚。現在は中学3年生の女兒を育てながら、かなり満足した生活を送っている。夫と別れた後、暫らく事務員として働いたが、高女卒業だけで、特殊技能がないため、職場ではお茶汲み程度の仕事しかできず、精神的にも負担になるので、現在の仕事に変わった。それは乳業会社地区別冷蔵庫の管理である。「すべて職業紹介が若い人たちの為だけであるので、中年者は自分で探さなければならない。」と、中年層のための職業紹介、指導を希望している。本人は新聞広告により就職した。Fさんは現在の仕事と、貸家からの収入があり、生活は安定

している。

Fさんの切なる希望は、娘を大学まで進学させたいということである。「もっと学歴があり、何か技能を身につけていたならば、職を探すにしても、収入にしても、今のように苦勞しないで、すんだと思うので、子供には是非大学までいかせたい」と願っている。子供も中学3年で、父親のいないこともよく理解しており、子供との心理的つながりもよく、別に悩みという程のことはない。子供を学習塾に通わせ、ピアノを習わせ、家事の手伝いなど殆んどさせずに、勉強に適するような環境をととのえている。

子供を理想的な環境におくことは望ましいことであるが、母独り重荷を負っていくより、ある程度子供と協力して、責任を分かち合う生き方の方が、子供の将来にとって、よりプラスになるのではないかと、軽度の欲求不満は、却って動機を高める結果となることが多いのではないかとと思われる。

(7) Gさんは、12年前に夫が心臓病で亡くなり、2人の娘と2人の息子をかかえて生き抜いて来た。現在は4人の子供は全部教育を了え、それぞれ働いているので、精神的にも、物質的にも安定した日々を過している。Gさんは、パーに勤務しているが、プライドをもち、少しも仕事についてひげ目を感じることなく、週50時間近く働いている。休日は月1～2回である。

しかし、夫の死後5年間位は、病気の間借金の返済もしなければならず、長男は悪い仲間誘われて多少非行があったりして、悩みが多かった。また生活保護を受けたこともあった。しかし現在は、2人の娘は事務員として働らき、長男は運転手、次男は農業(母の実家)に従事している。Gさんは人柄のよさから、近所づき合いも極めてよく、ざっくばらんで、母子家庭による差別待遇など全然受けたことはない。むしろ近所の人たちは、母子家庭ということをよく理解して、積極的に協力している。Gさんの仕事についての感想は、「若い人のすべき仕事だとは思わないが、中年の婦人にとっては、割合楽な仕事であるし、収入も多く、いい仕事である。」といている。

Gさんの三鷹市に対する希望として、単に金銭的に援助を与えれば足れ

りという考えをやめて、もっと慰安会のようなものを開いて、未亡人に対して、精神的な楽しみを与えて欲しいといていた。

(8) Hさんは、和服仕立業を営なみ、3人の娘と1人の息子を女手一つで12年間育ててきた。夫は病死。子供たちは母親の立場、生活をよく理解して、協力し、大変感じのよい家族であった。

Hさんは、朝5時半から、夜12時半まで、せっせと針を運び、僅かな収入に甘んじ、いつも生活に追われている。遺族年金(月額3,000円)を受けている。長女は現在高校に在学中であるが、次女も進学を希望している。しかし現在の経済状態では、進学はとても無理であり、Hさんにとって心残りである。Hさんは、公的扶助に対しては、こだわらずに必要な時には進んで受ける態度をとっている。長男はそこひのため、何度も両眼の手術を行ない、現在は横浜の盲学校に寄宿しつつ通学している。長男について市の社会福祉事務所に相談にいった時も、係員に非常に親切にされたといっていた。

(9) Iさんは農家。息子2人、娘1人をかかえ、貸地から上る収入と、僅かな耕作により生計をたてている。夫は7年前病死。農地は相当もっているにもかかわらず、女手一つで充分耕作することもできず、農業から上る収入は皆無であり、米まで買わなければならない状態である。もっている土地を活用すれば、充分収入の上る道もあるが、親類から、「御先祖様の土地を売ってはいけない」ととめられているので、どうすることもできない。

夫が亡くなる時、「これから農業は駄目だから、子供たちにはしっかり教育を受けさせるように」といい残していったが、Iさんは一日中畝で働いているので、子供に目が届かず、子供はテレビばかり見ていて、学校の成績も下り、大学はおろか、高校進学も覚束ない程である。担任の先生からは、母子家庭のためか、個別面接の連絡もない。Iさんの一番の悩みは、子供のために、よい相談相手がないということである。その上農村の古来からの保守的な慣習にしばられ、形式的な親類づき合いに、無駄なお金を

費さねばならない悩みをもっている。社会変動の過渡期のしわよせを受け、その犠牲になっている一例であろう。

(10) Jさんは、7年前夫に急死され、5人の男児をかかえて苦勞した。長男は既に大学を卒業。結婚して別居している。次男は高校卒業後電子計算機の会社に入り、仕事振りが認められ、大学卒をぬいて係長にまで昇進した。三男は、高校在学中、生徒会会長をつとめ家庭教師、劇場の夜警などのアルバイトをやりながら勉強した。月々自分の生活費はもとより、3,000円ずつ家に入れていた。現在農業雑誌編集に従事している。四男は、都立高校受験に失敗し、私立に通わせるだけのゆとりもなく、自ら進んで米穀商に就職しつつ、定時制高校に通った。3年生の時に普通高校に編入し、卒業した。面接の時に丁度、四男のアメリカ留学が決定した。五男は現在高校在学中。新聞配達のアパートをして7,000円近く収入を得ている。丁度反抗期で殆んど口をきかないが以心伝心であまり干渉しないようにしている。

母の教育はスパルタ式で、5人とも相当きびしくしつけてきた。子供たちは母が疲れているのをみて心配し、嫌なことは一切云わずにしているとのこと。時々家庭自治会を開いて色々な事柄の決定を行なう由である。

母の職業は、ある宗教団体（仏教関係）で、来客の接待などを含めて事務をとっている。

公的扶助については、母子貸付金、母子年金、児童扶養手当などを、過去において受けた。現在は五男のため児童扶養手当（年額1万円）を受けている。市の福祉事務所の係員は人柄がよく、いつも大変親切であると、好印象を受けていた。

(11) Kさんは、小学1年、2年の男児と、小学5年の女兒をもつ母。かなり裕福な生活をしてきたが、去年夫に急死され、たちまち貧困になった。半年くらいは、毎日涙にあけくれた。Kさんは中年婦人の就職の難かしさから、やむをえず、ある会社の清掃婦として働らく身となった。

毎朝4時半から5時には起床、週48時間の労働で、何をする元気もない

ほど疲れる。精神的にも支柱を失った寂しさから、まだあきらめきれず、小学生の子供を相手には涙をこぼし、「お父さんがいないから、恥かしいことをしないように、また無駄づかいをしないように」ということばかり話すので、子供はよくわきまえているようであるが、あまり過重な精神的負担ではないかと思われる。

夫の死後日も浅く、急激な精神的、物質的環境の変化に、適応するだけの時間的余裕もなく、最も辛い時期に直面しているのである。この危機を無事に乗り切り、子供も次第に成長すれば、安定を得られるのであろう。

以上11の事例は、95世帯のうちの一部であり、決して統計的な意味で代表的なものということではできないが、母子家庭になった原因も、病死によるもの、離婚によるもの、事故死によるものを選び、悩みの多い家庭、非常に順調にしている家庭、子供の数も1人から5人まで、色々と異ったタイプの母子家庭を選んだ。これら11の事例から一般的な結論をひき出すことは不可能であり、避けたいが、これらの事例に共通した現象を二、三指摘してこの項を終りたい。

第一に、中年層の女子の就職の難かしさは、いずれのケースにもはっきり浮かび上がっている。突然何の準備もないのに、生きるために働かなければならない立場に追いこまれ、しかも子供を抱えているばあい、就職は生死を決する、深刻な問題である。しかし、これに対して、何ら有効な対策がないということは、わが国社会体制の盲点であろう。これらの婦人が、止むを得ず、生きるために就かなければならない仕事は、骨が折れて、割のわるい、余り他の人には歓迎されないような、清掃関係、給食関係の仕事か、さもなければ、飲食関係のサービス業をえらぶより他ない。これらの婦人たちは、職業の選択をする暇なく、与えられた仕事にしがみついて、とにかく生命がけで、家族を支えていかなければならない。それだけに、もっと個人の特性に適した仕事につくことができたならば、更に生き甲斐を感じるであろう。職業指導、再訓練、再教育、とくに、女子の中老年層の就職の問題は、人的資源開発の上からいっても重要な問題である。その

うえ、産業革命にともなう職業構成の変化、職種の変化の過程で、女子就業者が差別され、酷使されないよう守られなければならない。

第二に、母子家庭の主婦たちの多くは、自分が思うように就職できなかったのは、何といても学歴がなく、特殊技能を身につけておかなかった為であると考えている。それゆえ、せめて子供たちには、高校まで、できれば大学を卒業させたいという、切なる願いをもっている。この高い教育要求は、乏しい経済生活にもかかわらず、何らかの形で実を結び、大学卒業まで漕ぎつけた、涙ぐましい事例もいくつかある。

第三に、母子家庭なるがゆえに差別待遇を受けるばあいが多い。これらの事例にあらわれたように、もっとも明らかに差別されるのは、就職に関してである。父がないからこそ、行きたい学校も断念して就職するのに、父がないから身元の保証がしっかりしていないという理由で、事業所は、両親の揃った方を選ぶのである。この不合理をきびしく訴え、その蒙をひらかなければならない。学校もともすると、母子家庭という折紙を付し、積極的な指導を与えないばあいが多い。

最後に、母子家庭は、父親不在という共通の条件をもちながら、母子家庭を構成する母と子（その他のメンバーを含むばあいもある。）のパーソナリティは千差万別である。その異ったパーソナリティの接触によりかもし出す人間関係それらを取りまく環境にはまた大きなちがいがあがる。それゆえ、母子家庭であるがゆえに、かならずこうであるというきめ手はない。母子家庭でも、正常な家庭の到底まねることのできないような立派な例もあれば、そうでない例もある。統合された、正常な家庭から、父親という役割をもったメンバーが、分離し、残された集団が一つの有機体として機能するためには、再統合が行なわれなければならない。この分離から再統合に至る過程が一つの危機と考えられるであろう。その危機を、それぞれ何らかの方法で乗り切って、母と子の協力により、欠損した役割を補いつつ、バランスを保つことができれば、母子家庭も、安定して軌道にのって行くのである。上記の事例には、母子家庭になって、相当時がたったもの

が多かった。

## VII あとがき

この母子家庭調査は、1964年6月から7月にかけて、国際基督教大学大学院行政学研究科学生、綿田弘子、および、同大学学部社会科学科学生、山口田鶴子、西村扶佐子、雨宮恒子、東城あさ子、飯野安子、6名の誠意溢れる、熱心な協力により行なわれたものである。母子家庭の主婦の大多数は、日中職業に従事しておられるため、面接は主として、帰宅後夕食をすませたあと、もしくは早朝、出勤前、または休日に、前もって打ち合わせのうえ、行なわれた。中には勤務先まで出向いて、休憩時に行なったこともあった。このように時間的制約、仕事の繁忙さ等、多くの悪条件が調査の障害になっていたにもかかわらず、調査対象となった主婦の方々は、予期以上に積極的に協力され、所期の目的を達することが出来、調査担当者として深く感謝するところである。主婦の方々は、快く調査員を家に招き入れ、茶菓までも供して、若い調査員に対して、貴重な人生経験を、長時間にわたって語られた。この一対一の人格と人格とのふれ合いを通して、調査員たちは学ぶところ多く感謝している。本文に集録できなかった、数々のことがらを、このあとがきにとどめておきたい。

まず、調査員の感想をまとめてみたい。調査対象の主婦たちは、色々な事情から母子家庭となり、女手一つで、何人かの子供たちを立派に育てはぐくんできた、血のにじむような体験談を学生たちにそれぞれ語られた。生活の苦しさ、夫を失った悲しさに堪えかねて、何度か死を決したこともあったが、とにかく現在まで強く生き抜いて来たその態度に、調査員たちは深い感銘を受けたのであった。

母子家庭というと、すぐに暗いわびしい面を連想し勝ちである。母子家庭には青少年非行が多いとか、母子家庭は、貧困で不幸な家庭ときめて、一種のステレオタイプが出来上っているようであるが、本調査を通して感じたことは、決してそうではないということである。母子家庭も、一般の

家庭と同じく、千差万別、母子家庭なるがゆえに、かならずこうであるといいきることはできない。調査員の印象として、概して家庭の雰囲気は明るく、安定しているようである。戦後20年を経た現在、戦争の結果直接に母子家庭になったという時期は既に過ぎたといえよう。しかし、母子家庭となった原因には、なお戦争が間接に影響しており、戦争によってもたらされた、多くの禍が原因の一つとなり、そのうえ、最近の激しい社会変動が、家族集団にしわよせをもたらしている。母子家庭を経済面から大別すると、余裕のある層、生活に窮している層とその中間に入る層と三つに分けられる。それぞれ属する層によって、不満の主観内容にも大きな差がある。たとえば、六畳一間に家族4人が住み、水道さえなくとも、あまり不満を感じない人もあれば、子供の勉強部屋がないと不満を云う人もある。これらを一括して、母子家庭の住宅に対する不満として片付けるわけにはいかない。

調査対象の大多数は、母子家庭になって、数年以上経過している。母子家庭になった当時の混乱期を何とか切り抜けて、父親の役割も家族の協力により代行され、生活環境への適応も次第にできて来たせいも、何か問題が起っても、それを「父親がいない為だ」とは考えない状態になって来ている。人間有機体の発達過程の原則である、分離と統合の過程を家族集団の変遷にも適用することができよう。父親という一家の支柱を失って、分離しかけた家庭集団を、主として母親と、子供の協力により、その機能を補いつつ、家族集団の形態を何とかして保ちつつ、生き抜いて来たのである。生き抜く為には、一つの統合体として、バランスを保ちつつ、発展の過程を通らねばならない。その間には、崩壊に到る多くの危険が潜んでいる。事例にも見られるように、母親の涙ぐましい努力なしには、成就することはできない。

どの母親も、子供に希望を託している。子供も母親の気持を察してか、話し合いも相当よく行われ、しつけの方針も、放任は少ないようであった。母親の教育程度はたとえ低くても、せめて子供達には、高校、できれば大



学までいかせたいという切なる希望が見られた。母親の子供に対する教育要求の高さには驚くばかりである。父親不在の悪条件が、積極的に逆作用して、代償的に教育要求が高くなっていることと思える。

子供達を教育するため、少数を除いては、母親は働くということに意義を見い出して、条件の悪い重労働にも甘んじている。母子家庭になって急に就職したため、特殊技能をもたない中年女性の就職は極めて不利である。とくに現在のように、産業革命が進展し、職業構成に大変化がおりつつあるとき、これらの人々の就職はますます不利になり、困難をますますと考えられる。親切な知人、先生の世話で就職できても、それは、学校給食の手伝い程度のばあいが多し。女子の職業の再訓練という問題も、激しく移り変わる社会を背景にして、根本的に考え直す時機に来ているように思われる。しかし、これらの現在就業している母子家庭の主婦たちは、相当にはっきりした意識をもって、前向きの姿勢をとって、けわしい道を歩んでいる。

時には母親が職業をもっていることが、子供にとって過重の負担になっているばあいがある。小学生が、一家の炊事を全部担当して弟妹の面倒をみているというケースもあり、このような子供のばあいは、同級生と一緒に遊ぶこともできず、学業にもさしざわることが多い。職業をもつ母親の悩みは、母子家庭であるなしにかかわらず何らかの形で伴うものであるが、母子家庭では、経済的に逼迫した状態が多いため、悩みも実に深刻である。幼児の保育施設、学童保育の充実が、つよく望まれるのである。

本調査のねらいの一つである、母子福祉対策の普及という点について一言ふれておく。今回の調査対象となった母子家庭の主婦たちで、三鷹市の福祉事務所、その他の福祉関係機関を訪れた経験をもつものは、その係員に対し好感をもっている。概してその関係者が親切によく面倒を見てくれたという感じを受けている。しかし窮迫した生活にありながら、案外公的扶助を受けている人が少ない。これはそれぞれのもつ価値観、人生観にもより、自立的傾向を示しているものと考えられるが、なかには「手続きが

複雑である。」という不平をもらしている。また、母子家庭の子供が就職したとたんに、生活保護の給与額から、その分だけ差し引かれ、一段階から次の段階に移行する際の日に見えぬ出費等のために困った例をきく。役所の事務手続きの合理化、簡素化、能率化と、もう少し受給者の立場になり、その必要を実質的に満たすような柔軟性をもった処理方針がとられるよう希望する。

最後に、本調査は問題の所在を明らかにし、仮説を描き出す段階にとどまり、本格的調査は今後の研究にまつつもりであるため、とかく総花的になり、母子家庭のもつ問題の核心にふれることができなかった。今後の研究においては、同じ母集団から、母子家庭と完全家庭を無作為抽出して、たとえば非行と欠損の関連を研究することも興味あることであろう。また母子家庭を抽出するばあい、最近2～3年の間に母子家庭となったもの、小学3年生以下の子供をもつ母子家庭、中学生をもつ母子家庭などと、仮説にもとづいて制限を加え、重点的にしぼって調査を行なわなければならない。

たとえその教育程度は低く、社会的地位は軽くとも、子女を抱え、女手一つで人生を真剣に歩み、雄々しく本気で生き抜いて来た人々の体験談にはいささかとりつくろう点はあったとしても、大学においても触れることのできない深い真理を蔵して、若い調査員の魂をゆり動かすものが多くあった。

最後に本調査のため、種々資料の蒐集に尽力された平林伸一氏に深い感謝の意を表したい。

## VIII 参 考 文 献

- 註(1) 国際基督教大学農村厚生研究所「三鷹市—社会生活の諸相—」紀要第1号 1957年2月 100頁。  
 (2) 「統計みたか」1963年 13頁。  
 (3) 山鹿誠次「首都圏整備の課題」「都市問題研究」第17巻第1号 33頁。

- (4) 国際基督教大学農村厚生研究所 前掲書 100頁—101頁。
- (5) 前提書にもとづく。
- (6) 「統計みたか」前掲書 8頁。
- (7) 「東京都 母子世帯実数調査報告書」1963年 東京都民生局 7頁。
- (8) 厚生省「全国母子世帯調査」1963年。
- (9) Richard S. Stern: *Delinquent Conduct and Broken Homes*. New Haven: College and University Press, 1964. p. 61.
- (10) 大内兵衛編「高齢者母子の実態」東洋経済新報社 1958年 157頁。
- (11) 1952年(昭和27年)に制定された母子福祉資金の貸付に関する法律による。
- (12) 大内兵衛編 前掲書 157—158頁。
- (13) 厚生省 前掲書 11頁。
- (14) 「児童福祉事業概要」1963年版 東京都民生局児童部 1964年3月。104頁。
- (15) 「婦人の現状」昭和38年版 労働省婦人少年局編 1963年9月。181頁。
- (16) 小山進次郎編「社会保障関係法」II 東京 日本評論社 1953年7月。3頁—146頁。
- (17) 大内兵衛編 前掲書 180頁。
- (18) Robert R. Bell: *The One-Parent Family: A Conceptual View* (unpublished material) p. 1.
- (19) 山口透「少年非行と家族崩壊—その生態学研究—」第14回日本教育社会学発表資料 5頁。
- (20) 前掲書 8頁。
- (21) Ivon F. Nye: "Child Development in Broken and in Unhappy Unbroken Homes," *Marriage and Family Living*, November, 1957, pp. 356—61.
- (22) R. R. Bell: *op. cit.* pp. 19—20.
- (23) 第15回「日本統計年鑑」総理府統計局編 1964年 194頁。
- (24) 大内兵衛編 前掲書 179頁。
- (25) 「厚生白書」39 厚生省1965年 255頁。
- (26) 前掲書
- (27) 前掲書
- (28) 前掲書
- (29) 「国民生活白書」昭和40年版経済企画庁 1966年7月 43頁。
- (30) Louis A. Ferman, *et al.*: *Poverty in America*, Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1965.

## IX 調 査 票

## 三鷹市における母子家庭調査

世帯主氏名 \_\_\_\_\_

現 住 所 \_\_\_\_\_

調査者氏名 \_\_\_\_\_

## A 一般的項目

## 1 家族構成

氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日	学 歴	職 業
	女	母		小 高 新 旧 新 専 小 中 高 大 そ の 他	

## 2 健 康

イ 家族の中に病気の人がいますか。

(イ) はい (ロ) いいえ

(1) 誰ですか

(2) 病名

(3) 医療費はどうして得ていますか。

ロ あなたの健康状態は

(イ) 健康 (ロ) 病気勝ち (ハ) その他

## 3 住居の種類

イ 自分の家 ロ 借家 ハ 社宅 ニ 間借 ホ 同居(誰と)

へ 母子寮 ト 母子住宅 チ 公営住宅（都営・市営）リアパート（ハを除く）

4 住居の規模

イ 部屋数（ ） ロ 畳数（ ）

5 住居の状態（衛生状態を中心に）

イ 非常によい ロ 普通 ハ 悪い ニ 非常に悪い ホ その他（ ）

6 いつから、こちらに住んでいますか。 昭和 年から

7 以前はどこに住んでいましたか \_\_\_\_\_

8 ずっと、こちらに住むつもりですか。

イ ずっと住むつもり ロ 当分の間住むつもり ハ 近いうちに引越すつもり ニ わからない

9 現在住宅で困っていることがありますか。

イ ある

それはどういうことですか。

ロ ない

## B 社会関係

1 近所付き合い

近所の人たちと立ち話をしたり、一緒にお茶のみ話をしますか。

イ しばしばある ロ ときどきある ハ めったにない ニ 全然ない ホ その他（ ）

2 クラブ、趣味の会、友の会、婦人会、職場の集まり、宗教団体などに参加していますか。

イ 参加している。 ロ 参加していない。

どんな会ですか。 その理由

3 親せきで、訪問しあったり、手紙をやりとりして、親しくお付き合いしていますか。

	続柄	訪問(月 回)	文 通
実 家 関 係			
婚 家 関 係			

### C 教育に関する項目

1 お子さんの教育に関して一番困っている問題は何ですか。

- イ 経済的な問題
- ロ 環境（住居，近所，遊び場，交友）
- ハ 子供の性格，行動について
- ニ 子供のめんどろがみられない。
- ホ 子供の教育に自信がなく不安である。
- ヘ とくに困っている問題はない。

2 お子さんのことについて，主な相談相手はどなたですか。

- イ 親せきの人
- ロ 知人
- ハ 近所の人
- ニ 児童相談員
- ホ 昔の恩師
- ヘ 学校，幼稚園の先生
- ト その他

3 お子さんのしつけはどのようにしていますか。

- イ きびしくしつけている。
- ロ どちらかといえば子供のいいなりにしている。
- ハ 子供の意志を尊重しながら指導している。
- ニ 全く放任している。
- ホ その他

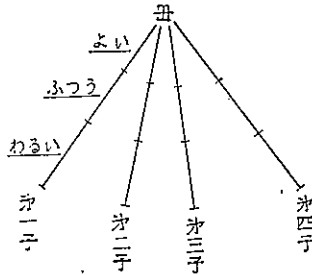
4 お父さんがおられないためにしつけの点で特に困りのことがありますか。

- イ ある
  - ロ とくにない
- それはどういうことですか

5 あなたはお子さん（主に中学生）と，どの程度話し合いをしますか。  
（独り子の時はその子供と）

- イ よく話し合う
  - ロ とくどき話し合う
  - ハ あまり話し合わない
  - ニ その他
- 6 おもにどんなことについて話し合いをしますか。

(あなたとお子さんの関係はどうですか。)



- 7 次にあげる家庭内の仕事は主に誰の役割になっていますか。
- イ 掃除   ロ 買物   ハ 洗濯   ニ 獣立の決定   ホ 炊事(朝)(夕)
  - ヘ 子供に勉強を教える。
- 8 お子さんはアルバイトをしていますか
- イ はい
  - ロ いいえ
- 内容
- 月額
- 用途
- 9 あなたはお子さんをどの程度まで、学校にやりたいと思いますか
- イ 希望 { (1) 大学(4年到, 短大)
  - ロ 現実 { (2) 高校 (3) 中学 (4) わからない
- 10 教育費はどのような方法で用意しておられますか。
- イ 自力   ロ 母子福祉資金   ハ 日本育英会   ニ 遺産   ホ 都, その他の奨学金   ヘ その他

11 (義務教育, 高校生のいるうちに) お子さんは次のような団体に入っていますか。入っていたら名前をいって下さい。

イ 学校のクラブ   ロ 校外活動   ハ 塾その他勉強会   ニ おけいこ

12 (お勤めしているお母さんに) あなたの生活時間についてお尋ねします。

イ 起床時間は何時ですか

ロ 出勤時間       〃

ハ 帰宅時間       〃

ニ 夕食は家族揃って食べますか

(1) はい

(2) いいえ

何故ですか

ホ 就寝時間は何時ですか

ヘ 夕食後, 就寝の時間までどのように過しますか

13 (お勤めしているお母さんに) お休みの日はどのようにして過されますかお

14 (お勤めしているお母さんで就学前の子供のいるばあい) に就学前のお子さんは誰が世話していますか。

イ 家の人(誰)   ロ 職場につれていく   ハ 隣人, 知人に頼む

ニ 保育所   ホ 幼稚園   ヘ その他

15 お子さんは, あなたがいない間(保育園にいらしている子供もそうでない子供も含む) どんなことをして過していますか。

16 お子さんが病気になったとき誰が世話をしますか

17 (お勤めしているお母さんで保育所にいらしていない就職前のお子さんを保育所に入れたいですか。

イ はい                               ロ いいえ

何故入れなかったのですか。

理由

18 保育所, 幼稚園について注文がありますか。



19 (義務教育、高校生のいるうちに) お子さんは学校から帰ってどの  
ように過していますか。

20 すでに就職しているお子さんについてお尋ねします。

イ いつ就職されましたか

(1) 中学卒業後 (2) 高校卒業後

ロ 卒業後進学させたいと思われましたか。

(1) はい (2) いいえ

進学しなかった理由

\_\_\_\_\_

ハ 就職に際して希望どおりの仕事につけましたか。

(1) はい (内容)

(2) いいえ (内容) その理由

\_\_\_\_\_

21 将来お子さんが結婚されて独立したら、あなたはどうなさいますか。

イ 子供と一緒に生活したい

(どのお子さんとですか)

ロ その他 ( )

#### D 経済に関する項目

本人の職業

1 お仕事の内容 (自宅での内職を含む)

パートタイム

フルタイム

2 勤務先の名前と場所

名前 \_\_\_\_\_ 場所 \_\_\_\_\_

3 正式採用ですか。臨時採用ですか。

4 週に何時間働いていますか。

5 お休みは月に何日ありますか。

6 今のお仕事はいつから続いていますか。

7 ご主人のお仕事は何でしたか

8 いつから母子家庭になりましたか

9 どういうことからですか

10 どういうついでで今の仕事につきましたか

イ 職業安定所   ロ 縁故関係   ハ 新聞その他の求人広告   ニ その他

11 職業紹介に関して、都や市にこうしてほしいという注文がありますか。

12 今の仕事に満足していますか。

イ 非常に満足   ロ 普通   ハ 不満不満と答えた人に

イ なぜですか

ロ 変わるとしたら、どのような仕事に変わりたいですか。

13 職業指導について

イ 現在うけていますか

(1) はい

(2) いいえ

ロ 以前うけたことがありますか

(1) はい

(2) いいえ

ハ 将来うけたいと思いますか

14 無職のばあい

イ 理由は何ですか   ロ 勤めたいとおもいますか

#### 取入

1 主な収入（月額）

イ あなたのお仕事から

ロ お子さんのお仕事から

ハ 不動産収入から

ニ 公的扶助

ホ その他、民間団体、婦人団体地域団体からの援助をうけたことがありますか

(1) はい

(2) いいえ

名 称	過 去	現 在	未 来
母子福祉年金 児童養育手当 恩給(具体的) 退職年金 遺族年金 母子年金 寡婦年金 母子貸付金 世帯更生金 医療貸付金 その他			

どのような内容のものでしたか

へ 親戚からの援助がありましたか。

(1) 現在

(2) 過去

(3) その親戚はどのような続柄にあたる人ですか \_\_\_\_\_

ト その他(具体的に)

2 臨時の出費(病気, 子供の入学, 旅行など)のあるばあい, お金は  
どのようにして都合しますか。

3 生活に困ったとき, まず誰に相談しようと思いましたか。

(1) 実家 (2) 婚家 (3) 知人 (4) 隣人 (5) 市や国 (6) その他

(7) わからない

4 公的扶助に対する態度

イ 三鷹市の社会福祉事務所, 社会福祉協議会に行ったことがあります  
か

(1) ある

(2) ない

あると答えた人に

(1)' 目的は何でしたか

(2)' 係員の応待の態度に注文がありますか

ないと答えた人に

イ 社会福祉事務所，社会福祉協議会のあることを知っていますか。

(1) はい (2) いいえ

ロ 母子相談員がいることを知っていますか

(1) はい (2) いいえ

ハ 母子相談員と相談したいことがありますか

(1) はい (2) いいえ

何について これから相談したいと思いますか

### 宗教

イ 仏教 ロ 神道 ハ 基督教(新) ニ 基督教(旧) ホ 創価学会

ヘ 立正佼成会 ト 天理教 チ 無宗教 リ その他 ヌ 無回答

あなたの購読している新聞雑誌について

イ 新聞 ロ 雑誌，本

最後に母子家庭であるための悩み職場，近所などへの希望があれば述べてください

なやみ

職場，近所への希望

(以上)

## Problems Related to One-Parent (Mother) Families in Miraka City

Kimi Hara

This is an exploratory study of one-parent (mother) families in Mitaka City, a newly-developing satellite city within the Tokyo Metropolis. The purpose of the study is to find out the existing status of one-parent families in Mitaka City, particularly problems related to the children's education, mothers' employment and the condition of housing. The study was conducted from June to July, 1964.

It was speculated that there would be 950 one-parent (mother) families in Mitaka City according to the statistics published by the Ministry of Welfare in 1963. However, partly because of the extreme difficulty in grasping the exact number of one-parent families, even with the help of Welfare Office of Mitaka Municipal Government, we constructed a list of only 397 one-parent families in Mitaka City at the time of the research. Out of this population we randomly sampled 137 families, and 95 families (mothers) willingly responded to our interview. (Twenty families had moved away, 11 mothers were either hospitalized or their new addresses unknown, and 11 mothers refused to respond.)

Some of the findings are as follows:

- 1) Out of 95 mothers, 61 lost their husbands due to illness or accident, 30 were divorced and 2 lost their husbands in World War II and 2 were separated by some other reasons.
- 2) Out of 95 mothers, 80 are engaged either in full-time or part-time work. Only 9 are engaged in professional work;

about half of them are janitresses, school-lunch helpers, cleaning-women at companies or hospitals, day-laborers, maids, cooks or factory workers who are exploited and poorly paid. Out of 15 non-working mothers 6 receive governmental aids, for they are sick, 7 mothers are helped financially by their children and only 2 are well-off with their husbands' inheritance.

3) The mothers' educational expectation for their children is unbelievably high. Out of 63 families with sons going to primary or secondary school, 44 mothers expect their sons to go to university, and out of 39 families with daughters, 20 mothers expect their daughters to go to university or junior college in spite of their financial handicaps.

4) Out of 95 families six interviewers came across with only two cases of juvenile delinquency. It is usually assumed that juvenile delinquency is closely related to one-parent families, but this assumption has to be challenged and tested.

5) The condition of housing is very poor except for a few cases. Over-crowdedness and poor construction are quite common. It is urgent that the government should consider seriously to provide one-parent families with decent housing appropriate for human beings to live in.

6) Nothing is clearer than the need of higher education for women. Almost no consideration is given to the employment of middle-aged women when they are in need of work to support their family. Those mothers strongly appeal that something should be done to help them out. They regret that they were not better educated. This attitude is reflected upon the expectation for their children's education.

7) One-parent families are left behind in the shadow of the prosperous development of Japanese economy. As industrialization advances, the gap between the have and the have-not widens. Welfare policies must be firmly established in parallel to the economic growth.